

第1節 財政措置

第2節 公共施設などの応急・復旧対策

第3節 被災者に対する支援

第4節 産業に対する各種支援

第5節 その他の県の対応

第6節 他の自治体からの応援

第7節 感謝状の贈呈



急ピッチで建設作業が進められた仮設住宅＝4月、輪島市門前町道下



新年度の訓示に臨んだ谷本知事(右) = 4月2日、県庁



避難住民を激励する安倍首相と谷本知事ら
= 4月13日、輪島市門前町道下の諸岡公民館



供用再開に向けて応急復旧工事が進められる能登有料道路 = 4月、七尾市中島町小牧



復興へ向けてつち音が響く＝6月、穴水町内



11月25日に復旧し、住民が順次、完全帰宅を果たした＝輪島市門前町深見



能登半島地震からの復旧をアピールするため安倍首相を表敬する和倉・輪島温泉旅館協同組合の女将＝5月15日、首相官邸



急ピッチで建設作業が進められる応急仮設住宅＝4月、輪島市門前町館

第4章 応急・復旧対策

第1節 財政措置

地震に関連する各種施策を実施するため、県は、4月17日付けで、知事専決処分により補正予算を編成した。さらに、その後の定例会においても災害復旧、復興のための予算を編成した。

平成19年度 県予算(能登半島地震関連主要予算)

(単位：千円)

区 分	主 な 事 業	
4月補正(専決)	被災者に対する救助	2,522,000
	(・ 応急仮設住宅の設置	1,800,000
	(・ 被災住宅の応急修理	500,000
	(・ 避難所の設置、炊き出し、学用品の支給など	222,000
	被災者の生活再建等の支援	1,772,000
	(・ 被災者の生活再建支援	1,500,000
	(・ 災害援護資金の貸付	272,000
	被災者の健康管理等の支援	19,800
	災害弔慰金の支給	1,875
	風評被害への対策	103,000
	公共施設災害の応急復旧	51,000
合 計		4,469,675
6月補正	災害の早期復旧	21,174,280
	復興プランの策定	10,000
	能登半島地震復興基金の設置	50,000,000
	能登半島地震被災中小企業復興支援基金の設置	30,000,000
	地域防災計画の見直し	2,000
合 計		101,186,280
9月補正	被災者の健康サポートの強化	2,000
12月補正	県指定文化財修復調査への支援	1,000
3月補正	国補正予算を活用した災害関連事業など	243,490

平成20年度 県予算(能登半島地震関連主要予算)

(単位：千円)

区 分	主 な 事 業	
当初予算	災害記録誌の発行	5,500
	被災者の生活再建支援	210,000
	安全・安心な生活支援	7,200
	能登有料道路の機能向上	185,000
	復興の核となる道路整備	1,205,000
	地域資源の保存・活用	10,000
	交流とにぎわいの創出	115,100
合 計		1,737,800

【詳細は資料編254ページ参照】

第2節 公共施設などの応急・復旧対策

1. 公共土木施設

1 県管理道路

(1) 復旧対策

土砂崩れや道路決壊などによる全面通行止めは、国道249号など14路線、延べ30カ所に及んだ。

国道249号では、輪島市大野町や志賀町深谷町地内などでも通行止めとなったが、懸命な復旧作業を行い、3月29日の早朝までに片側交互での通行を可能にし、さらに、7月20日までには二車線確保した。

主要地方道輪島浦上線の輪島市大沢町地内の法面崩落現場では、余震による二次災害に注意を図りながら復旧工事に取り組み、地震発生からおよそ1カ月後の4月24日までに全ての復旧工事を完了した。

橋梁では、落橋による通行止め箇所は無かったが、主要地方道七尾能登島公園線の「能登島大橋」では、橋脚部に軽微な亀裂が発生し、通行止めとなった。このため、当該亀裂部の応急補修を行い、4月2日未明に供用を再開した。

その後、全路線で本格的な復旧工事を進め、国道249号八世乃洞門を除き、平成20年10月31日までに全ての復旧工事を完了した。



被災状況 輪島市門前町深見(一般国道249号)=3月25日



復旧状況 同上=10月25日



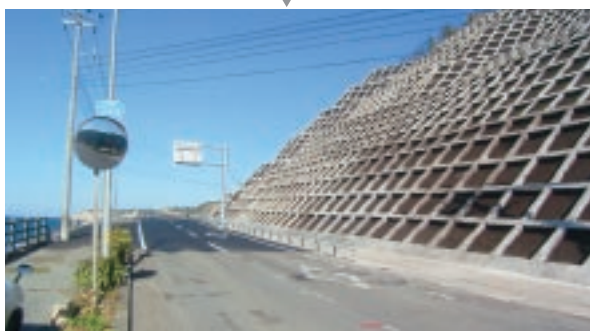
橋脚根元の被災状況 能登島大橋(七尾能登島公園線)



応急復旧状況 同上



被災状況 輪島市里町(一般国道249号)=3月25日



復旧状況 同上=10月25日

各路線の規制解除状況

NO	路線名	通行止め箇所数	規制解除	
1	一般国道 249号	10	3月25日に4カ所解除 3月27日に1カ所解除 7月7日に1カ所解除(八世乃洞門)	3月26日に1カ所解除 3月29日に3カ所解除
2	主要地方道 輪島浦上線	2	4月1日に1カ所解除	4月22日に1カ所解除
3	主要地方道 珠洲里線	2	3月31日に2カ所解除	
4	主要地方道 七尾能登島公園線	2	3月25日に1カ所解除	4月2日に1カ所解除
5	主要地方道 深谷中浜線	1	3月25日に解除	
6	主要地方道 穴水劔地線	2	3月26日に1カ所解除	3月27日に1カ所解除
7	一般県道 庵鶴浦太田新線	1	3月25日に解除	
8	一般県道 豊田笠師停停車場線	1	3月26日に解除	
9	一般県道 小滝北川線	1	3月26日に解除	
10	一般県道 滝又三井線	4	3月27日に1カ所解除 4月1日に1カ所解除	3月29日に1カ所解除 4月4日に1カ所解除
11	一般県道 柳田里線	1	3月25日に解除	
12	一般県道 百海七尾線	1	3月26日に解除	
13	一般県道 七尾島屋線	1	3月26日に解除	
14	一般県道 若葉台松木線	1	3月27日に解除	

【詳細は資料編259ページ参照】

(2) 八世乃洞門における応急復旧対策

国道249号の輪島市町野町曾々木内「八世乃洞門」では、輪島側坑口部に設置されているロックシェッドが、山側斜面からの大規模な岩盤崩落により破壊され、3月27日から通行止めとなった。

復旧にあたっては、被害が甚大であることに加え、当該箇所が風光明媚な海岸線を魅力とする能登半島国定公園に位置することや、国指定名勝及び天然記念物「曾々木海岸」に指定されていることから、学識経験者などからなる「八世乃洞門復旧検討会」を設け対策工法の検討を行った。

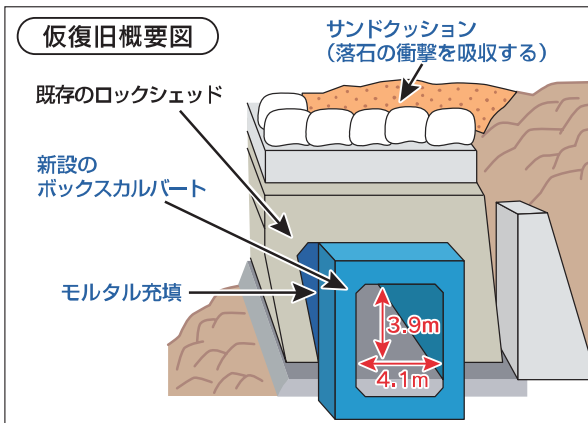
その結果、応急復旧として大型バスが通ることができるよう、内空が高さ3.9m、幅4.1mの強固なコンクリート製ボックスカルバートをロックシェッド内に28m設置し、7月7日に日中のみではあるが供用を再開した。



応急復旧により、新設ボックスを挿入(八世乃洞門)



応急復旧により、通行を再開=7月7日、八世乃洞門の輪島側坑口



また、本復旧としては、「八世乃洞門」及び隣接する「曾々木トンネル」を山側に迂回する新たなルートにトンネルを築造することとし、平成19年12月に工事着手した。

2 能登有料道路・田鶴浜道路



迂回路を設置し、全線で通行可能となった能登有料道路別所岳サービシアリア付近=4月27日

(1) 応急復旧対策

石川県道路公社では、被害が甚大であったことから、公社職員だけでは詳細な被害状況の確認が困難であると判断し、県に19人の職員の応援要請を行い、復旧体制を執った。

被害状況の確認と対策の検討に早急に着手するため、県内の建設業や設計コンサルタント・測量・地質・舗装の各協会に災害時の協定に基づく応援を要請し、翌日から本格的な調査を開始した。

また、甚大な被害に鑑み、復旧工法の決定に専門的な見地が必要であることから、学識経験者や国の専門家からなる「能登有料道路復旧工法検討委員会」を立ち上げた。

能登有料道路は、能登地域における交通の大動脈であり、観光や産業はもとより、地域住民の生活には欠くことのできない道路となっているため、大型連休前までに二車線で供用することを目標に応急復旧工事を進めた。

路面クラックのみで被害が比較的小さかった柳田IC～徳田大津IC間(21.2km)と田鶴浜道路(4.8km)については、オーバーレイ等舗装による復旧工事に対応することとし、3月27日に工事に着手し、同29日15時には通行止めを解除した。

被害の大きかった徳田大津IC～穴水IC間(27.0km)については、崩落箇所が11カ所もあ

り、全箇所を早期に復旧することは困難であったことから、まず地形上迂回路を設置できない3カ所について、緊急に本線を復旧し、残る8カ所は迂回路を設置し、全線開通を目指すこととした。

早期復旧のためには、工事と設計を同時進行する必要があり、不眠不休で設計・測量などを進め、すぐに現場に反映できる体制を執るなど、工事の迅速化を図った。

迂回路の設置に当たっては、隣接用地・崩壊土砂の流出先の地権者の協力や地元の理解を得ながら、基本的に将来の四車線化用地を最大限に活用することとした。プレキャストL型擁壁、大型土のう、土留めH鋼を使用し、国土交通省から借用した照明車などを用い、24時間体制で早急かつ安全に工事を進めた。

4月は心配された雨もなく、天候にも恵まれ、工事の進捗が図られた。

この結果、徳田大津IC～横田IC間(11.1km)については、4月20日に通行止めを解除し、横田IC～穴水IC間(15.9km)については、大型連休前の4月27日に通行止めを解除した。これにより全線二車線での通行が可能となった。

通行止解除状況



注) 徳田大津IC～穴水IC間は迂回路による応急復旧



穴水町越の原の迂回路

(2) 能登有料道路復旧工法検討委員会

道路公社では、地震発生当日に「能登有料道路復旧工法検討委員会」を設置し、現地調査と復旧工法の検討に着手した。

4月4日の第2回目の委員会においては、能登有料道路が能登地域と金沢地域を連絡し、第1次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であること、また、今回の能登半島地震により高盛土に大きな被害を受けたことを踏まえ、今回の地震と同程度の地震に対しても大きな被害が発生しないよう十分に耐震性を考慮して復旧することが提言された。

5月1日の第3回目の委員会において、各崩落箇所の復旧工法が決定された。

(3) 本復旧工の基本方針

本復旧工事は、「復旧工法検討委員会」での提言を受け、次のような対策工を施工した。

- ・ジオテキスタイル[※]を用いた補強盛土工
- ・十分な排水対策
- ・法尻部における残土を用いた押え盛土

夏から秋にかけて晴天が続いたことと、施工業者の昼夜にわたる懸命な復旧作業により、10月25日に8カ所ある迂回路のうち、まず、穴水町越の原地内の迂回路を解消した。その後、11月30日までに全ての迂回路を解消し、これにより従来の安全で快適な高速交通サービスを提供することが可能となった。

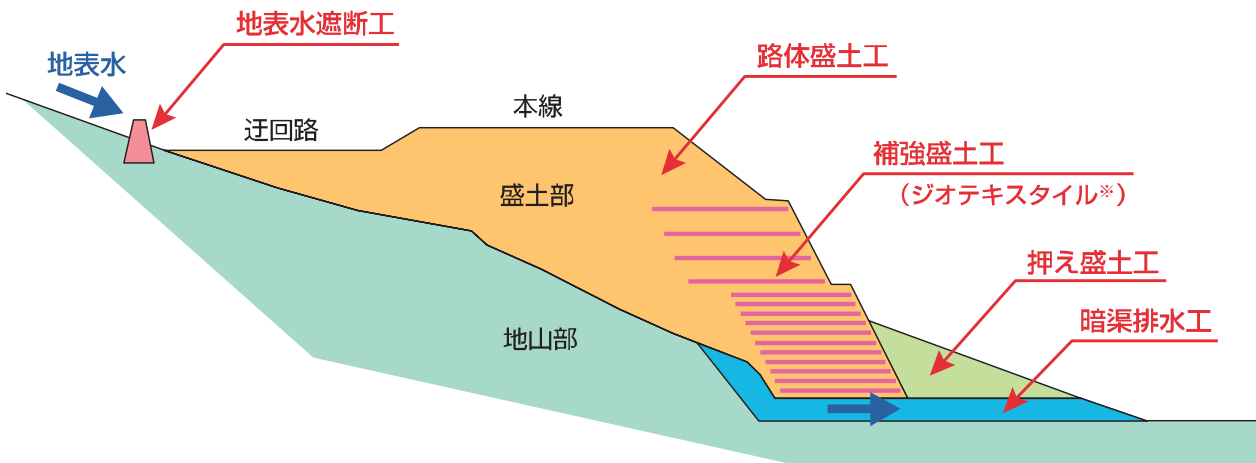
※ジオテキスタイルとは

強度の強い繊維を格子状に組み合わせたネット型シート



ジオテキスタイルを敷設している状況=7月29日、七尾市中島町土川

復旧工法の概念図





8カ所のうち、まず穴水町越の原の迂回路が解消された。右側が旧迂回路=10月25日



応急復旧状況 七尾市中島町(能登有料道路)



本復旧後 同上

3 河川

震源地に近い、輪島市門前町鹿磯～山辺地内の二級河川八ヶ川において、合計11カ所の護岸及び堤防の損壊が発生した。中でも、河口近くの鹿磯～道下地内で延長650mにわたり、コンクリートブロック張護岸が大きく崩落したことから、出水期における二次災害を防止するため、4月19日から応急仮工事として大型土のう積みを実施し、5月20日に完了した。

輪島市熊野町地内の二級河川河原田川において、山腹法面崩壊により、延長50mにわたって河道埋塞が発生したが、地震発生当日に埋塞土砂の除去を行い、河道を確保した。

羽咋市西潟町地内の二級河川長曾川において、延長161mにわたり堤防に亀裂が入ったため、4月2日から現地で亀裂の深さの調査を行い、応急工事として堤体盛土工を実施し、4月25日に完了した。

その後も、本格的な復旧工事を進め、平成20年10月31日までに全ての復旧工事を完了した。



被災直後の二級河川八ヶ川=3月26日



大型土のうによる応急復旧状況=7月13日



復旧後 二級河川八ヶ川

4 砂防

(1) 復旧対策

被災直後の応急対策として、斜面に発生した亀裂などは、シートで覆い、河川や宅地に堆積した崩土は、速やかに撤去作業を行った。

亀裂が発生した斜面下に人家などがあり崩壊による人的被害発生のおそれがある箇所については、観測機器及び警報機を設置し警戒避難体制と連絡体制の整備を図った。

輪島市門前町鹿磯地区では、斜面に亀裂が発生し、既設の斜面对策施設も被災したため、応急対策として斜面上部の亀裂・段差にシートを張るとともに、地盤伸縮計を設置し観測を行った。

輪島市大沢町では落石のおそれが生じたため、落石防止柵の設置と転石の周囲をコンクリートで固定する作業を実施した。

砂防・地すべり・急傾斜地の災害復旧は、平成20年度末までに災害関連15カ所、災害復旧18カ所の全ての箇所が完成する予定である。

砂防・地すべり・急傾斜地の内訳

事業区分	砂防	地すべり	急傾斜地	箇所数計	事業費(万円)
災害関連緊急砂防等事業	1	6	8	15	1,791
公共土木施設災害復旧事業	6	3	9※	18	475

注) 市施工分2カ所を含む



崩壊した斜面＝平成19年3月26日、鹿磯地区



復旧状況＝平成20年2月21日、鹿磯地区

(2) 輪島市門前町深見地区の状況

輪島市門前町深見地区は、集落へ通ずる市道が大規模地すべりにより埋塞し通行不能になったことに加え、集落裏山の斜面に亀裂が発生したため、住民の自主的な判断により、集落の全世帯が道下地区に設置された仮設住宅に入居することとなった。

県と市では、住民の一日も早い帰宅を可能にするため、工程を調整しながら復旧工事に全力をあげた。

まず、県では、集落裏山の斜面に亀裂が発生し、斜面下にある擁壁が被災したため、斜面の動きを観測するための観測計器と警報機を設置するとともに、応急対策工事として水抜きボーリング工を実施した。この結果、4月8日からの住民一時帰宅が可能となった。

併せて、地すべり調査・設計を実施し、斜面の本復旧工事については、災害関連緊急地すべり対策事業で、また、被災した擁壁の復旧については、公共土木施設災害復旧事業で復旧を行うこととした。6月に頭部排土工に着手し、法枠工・アンカー工を順次実施して、斜面の安全確保を図った。

また、市では、埋塞した市道について、公共土木施設災害復旧事業の採択を受け、復旧作業を行った。まずは、4月7日より仮設道路の建設を進め、その後地すべりの安定化を図るため斜面上部の排土工を実施した。

11月25日には、市道の復旧工事が完成し、集落裏山の斜面の安全が確保できたことから夜間の帰宅制限を解除し、住民の帰宅が可能となった。



帰宅が可能となった深見地区住民から知事へ感謝の花束が贈られた＝12月1日、道下応急仮設住宅内集会所

引き続き県では、斜面下の擁壁や法枠などの復旧工事を実施し、集落裏山斜面の全工事は平成20年8月に完了した。



市道が大規模地すべりにより埋塞、集落裏山の斜面に亀裂が発生し、孤立した輪島市門前町深見地区=3月26日



斜面の復旧状況=平成20年8月22日、輪島市門前町深見地区

避難から帰宅までの経緯

平成19年 3月25日	住民のほぼ全員が船で深見漁港から避難、門前西小学校へ避難した。
3月28日	門前西小学校から阿岸公民館へ避難場所を移動した。
4月7日	輪島市が仮設道路(埋塞した市道の海側に計画)の建設に着手した。
4月8日	皆月、五十洲経由で市道、林道を通って一時帰宅した。
4月30日	道下地区の仮設住宅に35世帯が入居した。
6月1日	市道道下深見線の通行が1日3回(30分間通行可)許可された。
6月12日	輪島市が市道の本復旧工事に着手した。
6月20日	集落裏山の斜面の地すべり対策の本復旧工事に着手した。
11月25日	集落裏山の斜面の安全が確保され、また、市道災害復旧工事の完成により市道の通行制限が解除され、帰宅が可能となった。
平成20年 8月27日	集落内の全ての地震関係復旧工事が完成した。



「深見復旧工事完成を祝う会」の様子=平成20年9月14日、深見地区集会所

5 港湾

七尾港大田地区では、液状化により岸壁とふ頭用地との間に最大50cmの段差が発生した。

当該岸壁は七尾港の主要産業である木材加工業を支える輸入原木を取り扱っており、荷役作業の停止は、背後に立地する企業の活動に支障を与えることから、地震発生から1カ月で応急工事を終え、原木の取り扱いを再開させた。

穴水港では、海岸護岸が傾斜し、背後の民家にまで影響を及ぼすおそれがあったため、被害拡大を防止する応急工事を実施した。

その他の港湾においても、臨港道路やふ頭用地において、亀裂や段差が発生したためクラックシールの充填や段差すりつけなどを行った。

その後も、本格的な復旧工事を進め、平成20年8月29日までに全ての復旧工事を完了した。



岸壁とふ頭用地の間に発生した段差=3月27日、七尾港



応急復旧状況=4月27日、七尾港

2. 農林水産関連施設

1 農業関係

(1) 応急復旧対策

① 概要

国からの助成を受け災害復旧を行うには、事前に災害査定を受けることが原則であるが、被害が拡大するおそれがある場所や、生活に直結した幹線道路、集落排水施設などの施設については、災害査定に先立ち緊急的に応急工事を実施した。

また、本格的な復旧工事を早急を実施する必要があった27カ所については、国の承認を得て査定前着工を行い対処した。

② 農地・農業用施設など

ア 農地

輪島市門前町地内の約1haでは、5月末の田植えに間に合うよう査定前着工による応急工事を実施した。このほか、大規模に崩落した輪島市門前町小屋町内の農地を含め、合計約11haについて、平成20年3月末までに災害復旧事業として復旧工事を完了した。



復旧工事が行われた山あいの棚田＝輪島市門前町小山

イ 用排水施設、ため池

用水の有無が稲作の実施の可否に直接影響することから、羽咋市南潟町の用水路(分水柵15基と目地700カ所が破損し通水不能)や、七尾市、輪島市、志賀町の用水機場(パイプラインの破損により通水不能)について、査定前着工による応急工事で5月中旬までに復旧し、水稻の作付けに間に合わせた。

地元管理者の適切な判断により、大規模な被害を免れた志賀町の平田池については、平成20年5月20日に復旧工事を完成させた。



被災状況 平田池(志賀町笹波)



復旧状況 同上

ウ 農道

七尾市が管理する中能登農道橋については、地震発生直後から路面亀裂や段差の発生(約10cm)により通行止めとなった。国、県、市が連携し、査定前着工による迅速な応急工事や本格復旧に努め、4月27日には、全面復旧を完了し、通行止めが解除された。

なお、能登島にかかる能登島大橋も被災しており(通行止め期間：3月27日0時から4月2日6時まで)、復旧工事にあたっては、2橋同時に全面通行止めとならないよう配慮がなされた。

<中能登農道橋の通行規制の経緯>

- 3月25日：通行止め
- 3月26日：22時仮復旧により通行止め解除(片側交互通行・5トン未満の通行規制)
- 3月28日：3月31日まで夜22時から翌朝5時まで全面通行止め
- 3月31日：5時から片側交互通行・重量規制解除
- 4月14日：9時から4月27日17時まで終日全面通行止め
- 4月27日：復旧工事が完了し、17時から全面供用開始

また、大規模な崩落で通行止めとなった志賀町給分地内の広域農道については、9月28日に復旧工事を完成させた。



被災状況 広域農道(志賀町給分)



復旧状況 同上

エ 地すべり防止施設

地すべり指定地域内の被害については、被害箇所数は少なかったが、輪島市稲舟地内では、民家裏の急斜面上部の畑に幅130cm、最大段差70cm、水平方向変位30cm程度の亀裂が発生し、人命に危険が及ぶおそれがあったことから、4月3日には警報機付伸縮計を設置し24時間体制の監視を行うなど迅速な対応を図り、住民生活の安全に万全を期した。観測の結果、その後の移動は見られず、6月に対策工事に着手し、10月には完了した。

③ 農業関係共同利用施設など

米穀の収穫期までに復旧を要するライスセンターなどの施設については、8月末までに修理を完了し、作業場・農業倉庫などは、一部を除き12月末までに修理・復旧した。

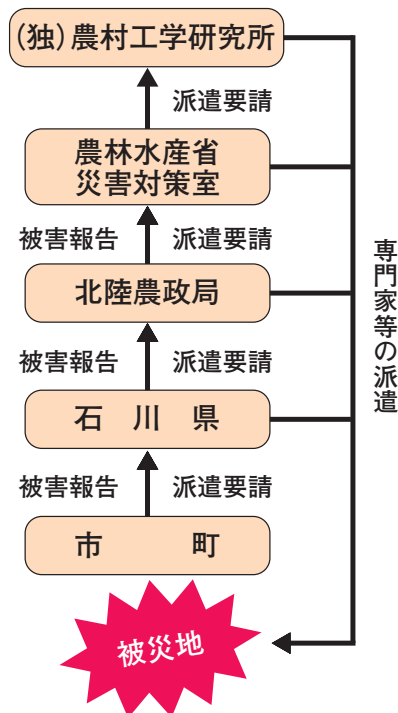
また、敷地内舗装に亀裂や段差が生じた七尾公設地方卸売市場では、簡易な舗装などの応急処置を講じ安全性に配慮しながら卸売業務を継続するとともに、8月10日から被災箇所の本格的な復旧工事を開始し、平成20年1

月末に完成した。

(2) 専門家等の応援

ため池、橋梁、地すべり、海岸、農地の被災など応急対応や高度な技術的判断が必要な箇所については、北陸農政局に対し専門家等の派遣を要請し、学識経験者延べ53人(学会10人、農村工学研究所43人)の技術指導を受けた。

専門家等の応援体制



2 林業関係

(1) 応急復旧対策

① 概要

林道については、4回(4週間)にわたる林野庁の災害査定を受け、輪島市門前町の林道サビヤ山線をはじめ2市3町の40路線115カ所で発生した林道被害の復旧工事を、6月28日以降、順次着工した。

山腹崩壊などについては、二次災害防止のための防水シートの設置や、土石流から人家を守るための大型土のうや回水パイプなど応急対策を進めるとともに、特に人家裏などで二次災害の危険性が高い3カ所については、災害関連緊急治山事業として早期に林野庁の採択を受け、5月下旬に対策工事に着手した。

また、他の治山施設についても5月中には、被災箇所の災害査定を完了し、8月中に対策工事に着手した。

② 林道

地震発生直後、椎茸生産施設へ通じる県有林道宝立山線の一部が崩壊したが、椎茸生産の最盛期であったことから、県有林事業により、地震翌日には通行を確保した。

一方、市道の崩壊で輪島市門前町深見地区が孤立したが、輪島市が林道矢徳線の敷き砂利（3月28日）や林道猿山線の排土（4月6日）などを行い、林道を迂回しての深見地区への通行を確保した。

また、主要地方道の崩壊で輪島市大沢町が孤立（3月30日）しそうになったため、県が林道小池線を補修し、林道大沢線、佐比野線を経由して輪島市街地との通行を確保した。

さらに、能登有料道路の別所岳サービスエリアでも観光バス4台を含む137人が孤立したが林道別所岳線を迂回路として利用し避難した。

復旧工事は、19年度内に76カ所が完成し、平成20年10月8日に全ての復旧工事が完了した。



山腹崩落状況＝平成20年3月、輪島市門前町中野屋



土留工・法枠工などによる復旧後＝平成20年7月31日

③ 山腹崩壊など

復旧工事は、災害関連緊急治山事業の1カ所（輪島市門前町中野屋地内）を除き、平成19年度内に全て完了した。

大規模な山腹崩壊が発生した輪島市門前町中野屋地内では、崩壊土砂の大部分は上流部に堆積し、一部は既存の治山施設を乗り越え、人家付近まで流下した。このため、近接する人家1戸2人が自主避難を行った。

これに対し、3月27日に国などによる現地調査及び復旧工法などについて指導がなされ、3月29日から湧水に対する応急対策に着手し、4月6日にはこれを完了させ、その後、人家裏に大型土のうを設置し二次災害防止に努めるなど、迅速に対応した。

6月上旬には、本格的な復旧工事に着手した。これは、治山ダム2基を作るものであったが、このうち人家より上流で計画した治山ダム1基が12月に完成し土石流の危険性を回避できるようになったことから、自主避難していた住民2人は12月末には、避難生活を終え、自宅に戻った。

なお、平成20年度に繰越した山腹崩壊箇所の復旧工事も、平成20年7月に完了した。

④ 林業共同利用施設

被害を受けた木材加工施設など4カ所のうち、国の災害復旧事業の対象は2カ所あった。そのうちの1カ所は、貯木場の舗装クラックであったが、災害査定などの速やかな対応により9月末に復旧工事が完了した。もう1カ所の丸棒加工施設の研磨機の転倒、破損についても9月末までに復旧工事が完了したので、10月から作業を開始し、その後の受注に対応できた。

また、能登木材総合センターなどの2カ所については、建物外部の地割れなどが大きかったものの、災害復旧事業によらず復旧し、市売りや木材加工に支障は生じなかった。

⑤ 木炭生産施設（炭窯）

炭窯の修理にあたっては、新たに炭材を詰めなおし、粘土と砂を混合したかま土で崩壊した天井を打ち固めたり、亀裂が入った箇所を修復を行った。これらの作業は重労働かつ特殊技術であることから、特殊技術をもつ人足の確保や稲作作業の関係上、5月から6月までに生産を再開した窯もあれば、稲刈作業後の9月から10月までに再開した窯も見られた。



炭窯の天井崩落状況＝3月26日、珠洲市宝立町小屋



応急仮工事でエプロン段差解消＝4月下旬、輪島市門前町の鹿磯漁港

⑥ きのこ生産施設

菌床しいたけ生産施設の被害については、棚の修復や菌床の整理を早急に行い数日後に生産活動を開始した。

原木については、ほだ木の倒伏被害があり、生産者は速やかに自ら倒伏したほだ木を再び立て、元に戻した。

(2) 専門家等の応援

治山・林道施設の被害の拡大防止、早急な対策を検討するため、林野庁及び独立行政法人森林総合研究所の職員2人の派遣を要請し、3月27日から28日までの2日間、技術指導を受けた。

3 水産業関係

(1) 応急復旧対策

復旧工事については操業の妨げにならないよう県漁協の意見を聞きながら早期完成を目指して進めた。

① 漁港・漁業用施設

ア 富来漁港

陸揚に使用する岸壁のエプロンは、段差、亀裂があると作業に重大な影響があることから、5月初旬から始まる定置網、及びイカ釣船の陸揚げに支障が無いよう3月29日までは荷捌所と陸揚げ岸壁の段差を解消し、4月下旬に応急工事を完了させた。

本復旧については、陸揚げ岸壁を最優先に実施し、他の岸壁、物揚場については漁業活動への影響が最小限となるよう工程を調整し復旧工事を進めた。

イ 鹿磯漁港

陸揚に使用する岸壁のエプロンについては、5月初旬から始まる定置網及びイカ釣船の陸揚げに支障が無いよう、4月下旬までに応急工事を完了させた。

ウ イワノリ畑

被害を受けたイワノリ畑のうち6カ所1.46haについては、海水温度が低くなる11月にかけてイワノリ胞子のイワノリ畑(コンクリート面)への着定が始まることから、復旧工事を10月末までに完了し、冬場のイワノリの生育に支障とならないようにした。

その結果、平成19年12月から平成20年3月までの収穫量は約3,600キログラム(生のり重量)となり、平年並みとなった。



復旧工事後のイワノリ生育状況＝12月、志賀町前浜

② 漁港海岸施設

中島漁港海岸の護岸工本体の亀裂については、破損部を取り壊しコンクリート打設により復旧した。水叩きの破損については全区間取り壊し、新規に均しコンクリートを打設し、隣接した道路災害復旧工事と調整しながら早期復旧を目指し、平成20年1月末に復旧を完了した。

③ 共同利用施設

富来漁港、輪島港、宇出津港において、荷捌所床版や排水溝の復旧など5カ所について、災害復旧事業により復旧を完了し、その他は

石川県漁協各支所において復旧を行った。被災各支所において、定置網、イカ釣り漁の盛漁期となる5月までに応急工事を行い漁業活動に支障となることは無かった。

(2) 専門家等の応援

輪島市門前町から志賀町風戸にかけての漁港の航路泊地やイワノリ畑の隆起対策及び今後の対応について、河野金沢大学名誉教授に技術指導を受け復旧対策を策定した。

4 その他の対応

(1) 農林水産部における災害協定の活用

県が管理している農林業施設について、県、社団法人石川県農業開発公社、財団法人石川県林業公社が社団法人石川県土地改良協会及び石川県森林土木協会と締結している「災害時における応急工事に関する基本協定」により施設の点検調査を実施し、被災状況を早期に把握することができた。

災害協定に基づく対応状況

要請先	派遣期間	延べ人員	要請内容
石川県森林土木協会 奥能登・中能登支部	3月28日 ～ 4月1日	380人	奥能登及び中能登管内の 治山施設の点検 1,902カ所 内訳 奥能登管内：1,037カ所 中能登管内：865カ所
(社)石川県土地改良建設協会 能登・中能登支部	3月29日 ～ 4月6日	60人	奥能登及び中能登管内の 土地改良施設の点検 ・地すべり指定地区：63地区 内訳 奥能登管内：42地区 中能登管内：21地区 ・海岸関係施設：6地区 内訳 奥能登管内：5地区 中能登管内：1地区
(社)石川県土地改良建設協会 金沢支部	3月27日 ～ 4月6日	43人	河北潟西部承水路水門の 湧水防止の仮締切堤防の 構築

(2) 石川県立大学等による現地調査

① 初期の現地調査

3月30日、石川県立大学環境科学科の教員有志が、農林水産部技師、北陸農政局技官及び独立行政法人農村工学研究所の研究者などとともに、農地・農業水利施設の被害調査を実施した。

また、農業土木学会（現 社団法人農業農村

工学会）で災害調査団を出すべきとの判断がなされたため、北信越地域の農業工学系大学（石川県立大学、富山県立大学、新潟大学）の教員による調査団が4月24日に現地調査を行った。

② 研究課題に基づく現地調査

被災地は豊かな自然環境や環境資源に恵まれた地域である一方で、県内でも特に若年層の転出による過疎化・高齢化が顕著に進み、その豊かな地域資源の管理と保全が緊急の課題となっている地域である。今回の地震を契機に一段と過疎化が促進することが危惧される。

こうした中、環境科学科教員4人の提案による下記4課題が石川県立大学地域貢献プロジェクト研究に採択されたので、これらの課題に基づき、現地調査を継続的に実施した。

<採択された課題>

- ・農業水利施設の地震被災状況把握と耐震性を高める復旧工法の模索
- ・水源及び用排水施設の被災状況とこれが水利利用に及ぼす影響と対策
- ・被災状況に応じた農地管理の支援体制づくり
- ・過疎化・高齢化社会における安全・安心な地域づくりと防災対策

(3) 平成19年度農業農村工学会

北陸農政局管内研究発表会

北陸地域を連続して襲った能登半島地震及び中越沖地震（平成19年7月16日）を対象として、農地・農業用施設被害から見た各々の特徴を考察するとともに、震災後3カ年を経過した中越地震（平成16年10月23日）の復旧課程を検証するなど、各々の立場から地震と地域農業の関係について分析し、その成果を今後の参考として取りまとめた。

- ・開催日：平成20年2月29日
- ・場 所：石川県教育会館ホール
- ・主 催：北陸農政局、社団法人農業農村工学会

(4) 農林関係施設にかかる危機管理体制の構築

① ため池危機管理体制の構築

平成20年5月26日から6月1日の農地林地防災週間の期間中、ため池災害に対する危機管理体制の構築のため、能登半島地震で被災した平田池のある志賀町笹波地区において、県、町、地域住民が一体となって、ため池被害を想定した防災訓練とため池管理のワークショップを実施した。

今後は、この地区をモデルとして避難場所や緊急連絡体制などを明示するマニュアルを作成し、県内各地で地域住民などの参加による管理体制の整備を推進し、防災意識の高揚を図っていくこととしている。



志賀町笹波地内ワークショップの様子＝平成20年5月28日

② 防災情報伝達訓練の実施

平成20年度、新たに県と災害時応援協定を締結している土地改良建設協会などとの防災情報伝達訓練を実施し、災害時における応援体制を確認した。

③ 災害時における技術者確保に向けた

新たな取り組み

農地・農業用施設などが被災した際に早期に災害復旧が可能となるよう、平成20年7月10日に石川県農村整備・防災事業推進協議会を立ち上げ、新たな災害時応援体制を県、市町、県土地改良事業団体連合会で構築し、技術者の確保、育成などの応援体制の強化を図ることとした。

3. 社会福祉施設、医療施設など

1 社会福祉施設の復旧など

(1) 老人福祉施設

施設被害により運営を中断したものはなかったが、被害を受けた57施設のうち28施設が災害復旧費国庫補助を受けて平成19年度中に復旧工事を終え、補助対象外の29施設についても平成20年6月末までに復旧工事を終えた。

(2) 障害者施設

施設被害により運営を中断したものはなかったが、被害を受けた17施設のうち10施設が災害復旧費国庫補助を受け復旧工事を実施し、そのほかの7施設を含め平成19年度中には復旧工事を終えた。

(3) 児童福祉施設

保育所については、3市4町で被害があり、一時的に保育が休止となったが、応急復旧に努めた結果、ほとんどの保育所で3月28日までに保育が再開された。地震直後に避難所として使用された輪島市内の2保育所(松風台保育所、くしひ保育所)についても4月9日に保育が再開された。最も被害が大きかった七尾市田鶴浜保育園では、改修工事のため近隣にある旧奥原保育園とサンビーム日和ヶ丘(文化スポーツ施設)の建物を利用して保育を実施していたが、7月23日に復旧再開となった。

また、七尾児童相談所一時保護所においては、空調用ボイラーにひびが入るなどの被害があったが11月末までに復旧した。児童養護施設(あすなろ学園)においても7月末までに復旧した。

2 医療施設の復旧など

地震により施設の利用に大きな影響を及ぼす被害はほとんどなかったため、建物の修繕などは各施設において順次進められた。また、被害を受けた施設のうち、20施設が災害復旧費国庫補助の対象となり、補助金を活用し修繕工事を行った。

医療関係の災害復旧費国庫補助の対象

病院	8施設	(公的病院 4施設、 在宅当番医制病院など 4施設)
一般診療所	9施設	(在宅当番医)
歯科診療所	1施設	(在宅当番医)
医療関係者養成所	2施設	(看護師、理学療法士 各1施設)
合計	20施設	

4. 学校施設など

1 公立学校施設の復旧など

地震により被害を受けた公立学校施設について

て、ライフラインの復旧や、余震による二次被害を防止するため、コンクリート片など落下のおそれがある箇所の除去や周囲に立入禁止措置を講じるなどの応急対策を行った。

また、全学校で入学式までに通学路の安全確認を実施し、通学路が一部通行止めとなった輪島市立西保小学校では、先導車によるスクールバスの運行で対応した。

特に被害の大きかった輪島市においては、ライフラインの復旧や通学路の安全確保の面から、7校の小中学校において入学式を4月5日から4月9日に延期する措置がとられた。



母親と手をつなぎ、避難所から入学式へ向かう新入生＝4月9日、輪島市門前会館

復旧工事については、授業などに少しでも支障が生じないように、夏休みに集中して工事を進め、平成19年度中に全ての学校で復旧工事を終えた。

2 私立学校施設の復旧

私立学校施設7校(園)の復旧工事については、能登半島地震復興支援事業(私立学校施設等災害復旧支援事業費補助金)の助成を受け実施し、平成19年度末までには、全ての災害復旧工事を終えた。

3 文化財の復旧

地震発生の直後から被災地の市町教育委員会と協力して文化財の被害状況の把握に努め、応急対策や復旧に取り組んだ。

県においては、教育委員会を中心に県立美術館や県立歴史博物館などの関係機関が連絡会を設置し、文化財の被災状況を共有するとともに、専門的な調査や相談などに応じるための相談窓口を設置したほか、要請に応じて関係機関

の専門職員を派遣して、救出作業や現地指導を行った。また、地震直後には、貴重な資料が処分されるおそれがあることから、被災地の住民に古文書などを安易に廃棄しないように呼びかけるとともに、保管方法の助言や、県施設での一時預かりなどを行った。



「能登歴史資料保全ネットワーク」によって旧嘉門家の土蔵から運び出された書簡類＝輪島市門前町黒島町

被災した指定文化財については、文化庁の調査官や専門家に調査を依頼し、復旧方法の指導を受けるとともに、国、県、市町が連携し補正予算を計上するなど、速やかな復旧を支援したほか、新たに設立された能登半島地震復興基金により、個人所有者の負担軽減と、指定文化財などの早期復旧を図った。

また、様々な文化財関係団体にも協力を呼びかけ、大学や各種団体などで構成する「能登歴史資料保全ネットワーク」が設立され、被災文化財の救出や、診断、修復などの活動が行われたほか、建造物の専門家や建築関係機関に呼びかけ、被災した古建築物の診断などの活動を行うなど、関係団体や関係者の協力を得ながら被災した文化財の保全に努めた。

第3節 被災者に対する支援

1. 防疫・保健衛生活動、健康管理活動

1 災害用備蓄医薬品の配備

3月26日、災害用備蓄医薬品などを輪島市役所門前総合支所に移送し、4月27日まで1カ月

間、医療チームが持参した医薬品などに不足を生じた場合に使用した。

その後は、能登北部保健福祉センターに備蓄し、常時使用可能な状態とした。

<災害用備蓄医薬品など>

- ・医薬品…消炎鎮痛剤など77種 一式
- ・衛生用品…包帯、ガーゼ等 一式

2 食品衛生の確保

(1) 炊出しに対する衛生指導

被災地保健福祉センターが各避難所を巡回し、炊出し時の衛生管理のポイントを記載したチラシにより衛生指導を行った。また、炊出しボランティアの方に対しても、事前に衛生指導を行った。なお、被害の大きかった輪島市門前地区については、被災地外の保健福祉センター及び薬事衛生課の職員も加わり衛生指導を行った。

輪島市門前地区における衛生指導

実施日	3/26	4/3
実施体制	1班3人	4班8人
実施状況	14避難所	14避難所

(2) 食品営業施設に対する衛生指導

3月27日、28日、緊急食品衛生パトロールとして薬事衛生課から職員を派遣し、被災地の食品営業施設の被害状況調査及び衛生指導を行った。

また、4月4日から6日にかけては、被災地外の保健福祉センター及び薬事衛生課から職員を派遣し、被災地保健福祉センターとともに営業再開時の注意事項を記載したチラシにより衛生指導を行った。

5月14日、15日及び6月20日には、薬事衛生課から職員を派遣し、被災地保健福祉センターとともに営業再開後の衛生指導を行った。

食品営業施設に対する衛生指導の状況

区分	緊急食品衛生パトロール		営業再開時の指導		営業再開後の指導		
	3/27~28	4/4	4/5	4/6	5/14	5/15	6/20
実施日	3/27~28	4/4	4/5	4/6	5/14	5/15	6/20
実施体制	1班 3人		4班 8人		1班 2人	2班 4人	1班 2人
実施状況	43施設		409施設		51施設	61施設	15施設

(3) 被災地保健福祉センターへの支援

長期化する震災対策に備え、4月9日から18

日までの8日間(土・日曜日を除く)、能登北部保健福祉センターに被災地外の保健福祉センターまたは薬事衛生課から職員1人を派遣し、食品衛生相談などの支援を行った。

(4) その他

被災者の営業再開に係る飲食店営業許可申請手数料などについて、石川県手数料条例の規定に基づき減免を行った。

3 健康管理チームの活動

(1) 活動内容

地震直後から、輪島市、志賀町、穴水町の各避難所に県保健福祉センターなどから保健師を派遣、避難所を巡回し、避難住民の健康状況を確認した。

3月26日からは、各避難所に健康管理チームを常駐させ、避難住民の健康チェック、健康相談、感染症予防対策、エコノミークラス症候群予防対策、生活不活発病予防対策など、24時間体制で避難住民の健康管理活動を実施した。



避難生活での健康維持のため、体操する避難所のお年寄りや子どもたち=3月27日、輪島市門前町の門前西小学校

(2) 活動体制

健康管理チームは、保健師又は看護師2人を1チームとし、2泊3日の交代制で派遣した。保健師などの派遣については、県保健福祉センター、市町の保健師はもとより、厚生労働省健康局保健指導室の調整により、新潟県、富山県、福井県の協力を得、チームの派遣を終了した4月29日までに、延べ518チーム、1,036人(当初11チーム、ピーク時27チーム)が従事した。

健康管理チームの派遣状況

派遣期間	チーム数	従事者数	派遣元
3月25日 ～ 4月29日	延べ 518チーム 当初 11チーム 最大 27チーム	延べ 1,036人	【県内】 県保健福祉センター、各市町、 県立看護大学、総合看護専門 学校、金沢大学、(社)石川県看 護協会、(財)石川県成人病予 防センター 【県外】 新潟県、富山県、福井県、新 潟市、(社)富山県看護協会、 (社)福井県看護協会

(3) 活動実績

避難住民の健康状況報告・集計を開始した3月28日から4月29日の有症状者数は延べ2,473人に上り、有症状者の主な症状は、高血圧が延べ1,176人(47.6%)と最も多く、次いで不眠が延べ382人(15.4%)、不安が延べ265人(10.7%)であった。

【詳細は資料編260ページ参照】

4 食事管理(栄養管理)の活動

(1) 活動内容

3月26日から県及び県保健福祉センターの管理栄養士を派遣し、自衛隊などと連携して被災者用の献立を調整したほか、医師、保健師など関係職種と連携し、避難所における被災者の食事管理支援を実施した。

(2) 活動体制

最も避難者の多かった輪島市門前町へ、管理栄養士1人を2泊3日の交代制により派遣し、輪島市役所門前総合支所の栄養士とともに活動した。派遣を終了した4月26日までに延べ22人が従事した。

(3) 活動実績

- ① 避難所で提供される食事について、高齢者など被災者の状況に応じた副食の調整や強化米、野菜ジュースの導入を行い、改善を図った。
- ② 乳幼児、高齢者、体調不良やアレルギー、糖尿病などの慢性疾患で栄養管理が必要な人に対し、県栄養士会と連携して、特別用途食品などの提供や、個別支援を行った。
- ③ 食欲不振や下痢、便秘、間食の食べ過ぎや運動不足による体重増加などの問題に配慮し、各避難所に間食の取り方などについて掲示するなど、自己管理のための啓発を行った。
- ④ 仮設住宅入居後の食生活の自立を促すため、入居予定者に対して、電磁調理器を使用した調理講習会の開催を支援した。

5 感染症対策

輪島市の避難所においてノロウイルスによる感染性胃腸炎患者が発生したが、能登北部保健福祉センターの指揮の下、健康管理チームはじめ避難所職員、ボランティアなどの協力を得て迅速に対応し蔓延を防止することができた。

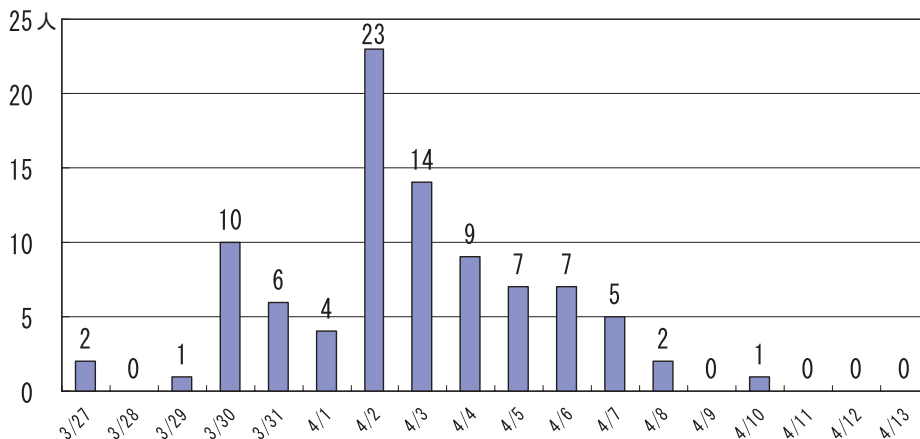
(1) 経緯

輪島市内避難所(門前西小学校)で嘔吐、下痢症状の者が増えている旨の輪島市保健師からの報告を受け、4月2日能登北部保健福祉センターが疫学調査を実施し、患者から検体を採取し、保健環境センターに検査を依頼した。その結果、4月4日にノロウイルスが検出された。

(2) 対応

- ① 4月3日、ノロウイルスによる感染性胃腸炎を考慮し、避難所(嘔吐、下痢などの有症状

嘔吐、下痢等の有症状者(新規発生)の推移(日別)



者がいる避難所)の清掃・消毒を実施した。

- ② 有症状者については、受診勧奨、避難所内での個室管理を指導した。
- ③ 他の避難所に対する状況確認、清掃・消毒、手洗いなどの徹底を周知した。

(3) 結果

嘔吐、下痢などの有症状者の新たな発生は、4月2日の23人をピークに減少し、4月11日以降、新たな発生はなくなった。



避難所の中を消毒する石川県などの職員ら＝4月3日、輪島市門前町

6 仮設住宅入居者への健康管理活動

(1) 活動内容

仮設住宅への入居開始に伴い、避難所数、避難者数が減少したため、避難所常駐による健康管

理チームの派遣は、4月29日をもって終了した。

その後は、仮設住宅入居者をはじめ被災者に対する健康管理活動は、市町が対応したが、特に被害が甚大であった輪島市門前町に対しては、県が、4月29日から、精神保健福祉士などの資格を持つ保健師1人を常駐させ、心のケアを含めた健康相談窓口を開設するとともに、仮設住宅を巡回し、入居者の健康管理活動を実施した。

5月21日には、活動拠点をこれまでの「門前保健センター」から輪島市門前町道下の仮設住宅に隣接して建設された「心のケアハウス」に移し、現在も市町や保健福祉センターと協力しながら入居者の健康管理や心のケアを実施している。

(2) 活動実績

相談実施状況

(平成19年4月29日～平成20年12月31日)

区 分	延べ人数(人)
相談人数	8,567

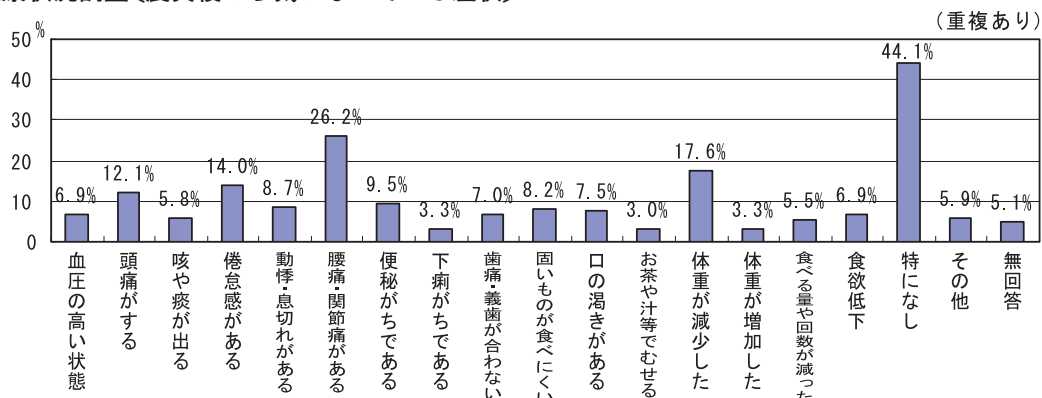
相談内容 (重複あり)	身体症状等(件)	9,690
	心のケア(件)	1,688

7 被災者健康状況調査

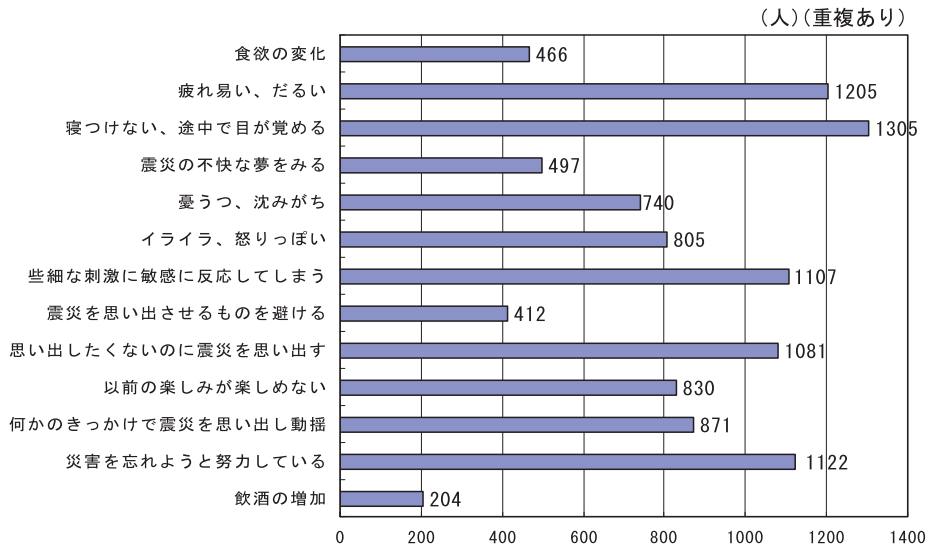
地震や避難生活による健康影響や生活状況の変化を把握し、支援が必要な人を把握、支援するため、災害救助法適用の7市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)のうち、仮設住宅入居世帯及び全壊、半壊世帯1,763世帯の18歳以上の人を対象に、6月14日から8月10日にかけて、保健師、看護師が家庭訪問し、聞き取り調査を実施した。

回答者数は1,491世帯3,236人であった。

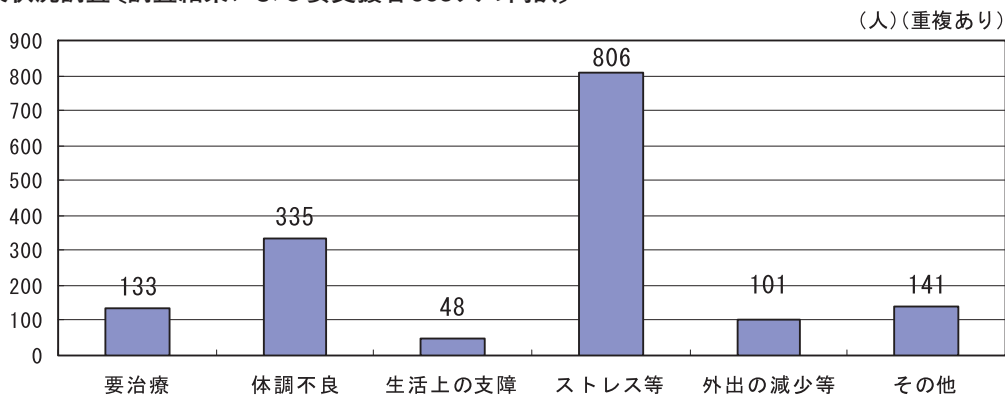
被災者健康状況調査〔震災後から気になっている症状〕



被災者健康状況調査〔最近2週間のストレス等の状態〕



被災者健康状況調査〔調査結果による要支援者953人の内訳〕



主な調査結果として〔震災後から気になっている症状〕では「腰痛・関節痛がある」、「体重が減少した」「倦怠感がある」が多く、〔最近2週間のストレス等の状態〕では、「寝つけない、途中で目が覚める」、「疲れ易い、だるい」、「災害を忘れようと努力している」が多い状況であった。

回答者のうち、保健医療福祉の専門的な支援が必要と判断された要支援者が953人(約3割)おり、要支援者に対しては、市町と協議し、専門医療機関の紹介や、定期的な家庭訪問などを行うなど、市町保健師及び県保健福祉センター保健師などが協力して健康管理に当たっている。

また、地震発生から1年が経過した平成20年6月から9月にかけても、同様の調査を実施し(回答者3,660人)、支援が必要な人を引き続き把握することで、適切な健康管理活動ができるように努めた。【詳細は資料編261ページ参照】

8 「こころと体の元気教室」について

(1) 活動内容

被災者健康状況調査の結果、自宅などで生活する被災者の中にも、継続的な支援が必要な人が多かったことから、10月から、輪島市門前町の6地区で、毎月1回「こころと体の元気教室」を開催した。教室では、個別の健康相談に応じるとともに、体操や手工芸など、体づくりや趣味を楽しむ時間も取り入れた。また、教室に向くことが難しい人については、保健師や看護師が家庭訪問し、健康相談に応じるとともに、必要に応じて臨床心理士も同行し、心のケアに配慮した。

(2) 活動実績

こころと体の元気教室参加状況

(平成19年10月～20年3月)

会場	参加延べ人数(人)
門前保健センター	146
黒島公民館	39
諸岡公民館	43
鹿磯公民館	49
劔地公民館	46
門前公民館	26
深見集会場	12
合計	361

9 いしかわ長寿大学出前講座の開催

仮設住宅で生活している高齢者を対象に、生活不活発発病の予防を目的として、7月に輪島市門前町道下地区「心のケアハウス」、8月には館地区「仮設住宅集会場」において、財団法人石川県長寿生きがいセンターの主催で、心と体の健康づくりをテーマとした「いしかわ長寿大学出前講座」を開催した。

以降、道下地区「心のケアハウス」で毎月1回、太極拳講座を開催した(平成19年7月から平成21年1月まで20回開催、延べ179人参加)。

10 被災動物の保護

(1) 避難所におけるペット動物の

飼育情報の収集と提供

避難所におけるペット動物の飼育状況を確認するため、避難所の現地調査を行った結果、7カ所で13頭の犬が飼育されていることを確認した。

(2) 保健福祉センターにおける

ペット動物の保護

3月26日から4月10日までの間、能登北部保健福祉センターで犬2頭、能登中部保健福祉センターで犬1頭を保護した。また社団法人石川県獣医師会では、輪島市門前町において空き店舗を活用したアニマルシェルターを設置し、犬3頭を保護した。

(3) ペット動物保護活動支援

社団法人石川県獣医師会のアニマルシェルターに必要な物資などの供給を関係方面へ依頼した。

2. 災害時要援護者の安全確保

1 高齢者

(1) 被災高齢者の緊急受け入れ要請

3月27日、被災地の社会福祉施設に対し、福祉避難所としての活用や緊急的措置として定員を超過する受け入れを行っても差し支えないこと、また、その対応に万全を期すよう、要請した。

3月29日、被災市町に対し、県内における緊急受け入れが可能な社会福祉施設及びその人数について情報提供した。

その結果、社会福祉施設における緊急受け入れは、ピーク時(4月8日)で24施設83人となり、以降漸減して5月31日時点では8施設22人となった。

(2) 被災高齢者緊急受け入れ施設への

介護職員の派遣

被災高齢者の受け入れを行った社会福祉施設のうち、必要な介護職員を確保できない3施設に対して、周辺市町の社会福祉施設などより、3月31日から4月6日までの期間、延べ71人の介護職員を派遣した。

(3) 被災高齢者緊急受け入れ施設などへの

リハビリ専門職員などの派遣

被災高齢者の受け入れを行った社会福祉施設や福祉避難所からの生活不活発発病防止のためのリハビリ訓練指導職員の派遣要請に対し、県理学療法士会、県作業療法士会の会員及び県リハビリテーションセンターから、4月19日から5月28日までの期間、延べ26人のリハビリ専門職員などを派遣した。

(4) 介護認定調査のための

介護支援専門員の派遣

輪島市における要介護認定調査の支援を行うため、県介護支援専門員協会の協力により、4月10日から5月26日までの期間、延べ66人の介護支援専門員を派遣し、61件の介護認定調査を行った。

(5) 避難所の高齢者に対する介護職員の派遣

避難所の高齢者に対して、夜間の見守りやトイレ介助、歩行介助などの介護サービスを提供するため、県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協議会、県デイサービスセンター協議会、全国認知症グループホーム協会県支部、県介護福祉士会、県ホームヘルパー協議会の協力によ

り、4月2日から29日までの期間、延べ239人の介護職員を派遣した。

<派遣先避難所>

諸岡公民館、黒島会館、門前会館、阿岸公民館、門前西小学校、門前ビューサンセット、剣地公民館、国民宿舎つるぎ荘

2 障害者

(1) 被災地の障害者の状況

災害救助法の適用があった3市4町における各障害者の数は次のとおりである。

災害救助法適用3市4町の障害者数
(平成18年度末現在の手帳所持者数)

	3市4町(人)	県内総数(人)
身体障害者	10,280	45,146
知的障害者	1,228	6,256
精神障害者	715	3,436
合計	12,223	54,838

(2) 施設の障害者への対応

3月25日、直ちに被災地の入所・通所施設における障害者の被害状況の確認を開始した。

(3) 手話通訳者などの派遣

3月26日から30日まで及び4月9日から13日までに、被災地以外の市町や社会福祉法人石川県聴覚障害者協会、財団法人全日本ろうあ連盟、社団法人大阪聴覚障害者協会に手話通訳者などの派遣を要請し、被災地の聴覚障害者170人の安否確認などを行った。

また社会福祉法人石川県視覚障害者協会において被災地の視覚障害者の安否確認などを行った。

(4) 施設の受入体制

3月27日、入所施設における被災者受入可能調査を行い、49施設で169人の受入が可能であることを確認するとともに、被災市町へその旨情報提供した。

(5) 避難所における要援護者

3月28日、3市4町のうち、避難所が設置されている2市2町、35カ所全てで要援護者の実態調査を実施した。この結果、避難所における障害者は6人であったが、介護などの支援を必要とする要援護者はいなかった。

3 被災妊産婦へのケア

保健福祉センターを通じて3市4町に対し、妊産婦ケア要員派遣の要望を確認したところ、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町の2市2町から要請があったので、日本助産師会石川県支部に事業委託し、3月29日から11月27日まで次の対策を実施した。

(1) 助産師による心身両面の個別ケアの実施

被災地の避難所や自宅に助産師を派遣し、産後間もない母子や出産を間近に控えた妊婦に対し、健康管理や授乳指導など心身両面の継続的なケアを実施した。被災後の妊産婦は、余震が続くことによる不安や、洗濯や沐浴すら十分にできないほどの断水による水不足、慣れない育児などに戸惑いが多く、心細い状況にあったが、助産師による育児相談や母乳育児のためのケアなど、きめ細かなケアで安心したという声が聞かれた。

2市2町の母子80組の派遣要請世帯に対し延べ131件の訪問を実施し、助産師の活動は延べ75人となった。

(2) 研修会の開催

被災後の母子の心のケアについて、より理解を深めるため、県内の保健師や助産師、保育士、臨床心理士など母子のケアに携わる関係者を対象に、阪神淡路大震災の対応状況を通して学ぶ機会や事例検討などの研修会を3回開催した。

4 外国人の安否確認など

(1) 外国人の安否確認

地震発生後、県では直ちに各市町に照会し、在住外国人の被災状況を調査するとともに、その後も市町と緊密に連絡を取り合い、現状の把握に努めた。その結果、珠洲市で2人の外国人(インドネシア人)が軽傷を負ったものの、そのほかには死傷者はいなかった。また、家屋の損壊などにより避難所に避難した者が、最も被害の大きかった輪島市で最大23人(中国人18人、フィリピン人4人、ペルー人1人)いた。

(2) 被災外国人への支援状況

地震発生直後、外国人支援に携わっているNPOから状況把握のため被災地を訪れたいとの依頼があり、現地との調整を行った。

また、災害時多言語表示シート(財団法人横浜市国際交流協会作成)を石川県災害対策ボラ

ンティア本部を通して被災市町に送付し、避難所における外国人被災者へのコミュニケーション支援の一助としての活用を図った。

(3) 外国人相談受付体制

県では、市町からの通訳ボランティア派遣要請に備えるとともに、県国際交流協会内に、被災外国人のための電話相談窓口を開設し、ホームページやメディアを通して多言語によるPRを行った。

5 仮設住宅生活援助員の配置

(1) 概要

仮設住宅に入居する高齢者が安心して生活できるよう、高齢者の見守りや相談を行う生活援助員を仮設住宅10地区のうち8地区に、概ね30戸に1人の割合で配置した。

なお、生活援助員については、仮設住宅に入居する者の中から市町の推薦により、5月1日から5月17日までの間に14人を順次委嘱(任期2年)した。

(2) 活動内容

生活援助員は、随時、高齢者宅を訪問し安否確認や見守りを行うとともに、高齢者の中でも一人暮らしの方や病弱な方などについては、特に注意して見守りを続けた。

また、高齢者からのさまざまな相談についても、必要に応じ市町などの関係機関へつなぐなど、積極的な活動を行った。

仮設住宅生活援助員の配置状況(平成19年5月22日現在)

市町	地名	仮設戸数	入居状況			生活援助員数
			戸数	世帯	人数	
輪島市	宅田町	20	15	14	34	1
	山岸町	50	48	48	95	2
	門前町館	30	30	30	60	1
	門前町道下	150	149	149	336	5
穴水町	大町	45	45	44	91	2
志賀町	富来領家町	10	9	9	32	1
	鶴野屋	9	8	8	19	1
七尾市	小島町	10	10	10	28	1
	田鶴浜町	5	4	4	13	民生委員で対応
	中島町浜田	5	4	4	14	
合	計	334	322	320	722	14

3. 心のケア活動

1 避難所などでの活動【3月26日～4月29日】

(1) 活動内容

災害時は身体 の健康とともに、心のケアが重要であるため、3月26日から精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士などの専門家による「こころのケアチーム」を派遣し、門前保健センターを拠点に避難所などの巡回により、被災者への心のケアを実施した。併せて、被災後に注意したい症状や心のケアなどについて、リーフレットを作成し、輪島市全世帯に配布した。

4月7日からは、児童精神科医をチーフとする「子どものこころのケアチーム」を派遣し、子どもに関する相談への対応や、保育士など子どもと関わるスタッフへの相談・助言を実施するとともに、保育士などを対象とした子どもの心のケアに関する研修会を開催した。

<子どものケアに関する研修会開催状況>

・七尾市	4月22日	参加者	38人
・輪島市	4月25日	参加者	60人
・穴水町	10月25日	参加者	42人

(2) 活動体制

「こころのケアチーム」や「子どものこころのケアチーム」の派遣については、こころの健康センターや高松病院はもとより、日本精神科病院協会石川県支部や石川県精神保健福祉士会などの民間医療機関・団体や、兵庫県、新潟県、青森県など県外からも多数の協力を得て、チームを派遣し、4月29日までの延べ従事者は590人に上った。

心のケア活動従事者数

区分	延人数	派遣元	
合計	590人		
内訳	県内	348人	こころの健康センター、高松病院、日本精神科病院協会石川県支部、金沢医科大学病院、石川県精神保健福祉士会、能登総合病院、石川県精神保健福祉協会ほか
	県外	242人	静岡県、兵庫県、青森県、和歌山県、日本精神科病院協会北信越地区、国立病院機構北陸病院
	うち子ども	140人	新潟県、三重県、愛知県、山梨県、兵庫県

(3) 活動実績

活動期間中の相談件数は、延べ608件、その主な症状は、眠れないが全体の44%と最も多く、次いで不安や地震に対する恐怖感が25%などであった。

相談対応件数

区分		延件数 件数 (%)	要支援症状の内訳 件数 (%)	
合計		608	不眠	200 (44.0)
年齢の内訳	18歳未満	47 (7.7)	不安・恐怖	115 (25.3)
	18～64歳	170 (28.0)	イライラ	18 (4.0)
	65歳以上	359 (59.0)	無気力	20 (4.4)
	不明	32 (5.3)	不穏・幻覚等	29 (6.4)
結果の内訳	一時的な指導又は傾聴	390 (64.2)	その他(動悸、気分高揚等) 72 (15.9)	
	継続的な支援が必要	168 (27.6)	※症状は重複あり %は症状の合計に対する割合	
	医療機関との調整・紹介	50 (8.2)		

注) そのほか、保育所や幼稚園などに対する巡回・訪問指導を61施設延べ71回実施した

2 仮設住宅入居者などへの活動【4月29日～】

(1) 活動内容

仮設住宅への入居が始まった4月29日から、被害が甚大であった輪島市門前町に精神保健福祉士などの資格を持つ保健師1人を常駐させ、心のケアを含めた健康相談窓口を開設するとともに、仮設住宅を巡回し、入居者の心のケアを含めた健康管理活動を実施した。また、必要に応じて、精神科医による専門相談を実施した。

5月21日には、活動拠点をそれまでの「門前保健センター」から輪島市門前町道下の仮設住宅に隣接して建設された「心のケアハウス」に移し、現在も市町や保健福祉センターと協力しながら入居者の健康管理や心のケアを実施している。



民間企業から無償提供を受け仮設住宅近くで開所した「心のケアハウス」= 5月21日、輪島市門前町道下

(2) 活動実績

4月29日から平成20年12月31日までの相談件数は延べ8,567人であり、そのうち8割強が、血圧や糖尿病、心疾患などの身体症状や病気に関するものであり、心のケアに関するものは、全体の約2割弱となっている。

被災者の心の健康相談等実施状況

(平成19年4月29日～平成20年12月31日)

		合計	構成比率 (%)	精神的症状 の割合 (%)		
心の健康相談	訪問・相談件数(延人数)	8,567				
		結果	一時的な指導又は傾聴	2,045	23.9	精神的症状の割合 (%)
		継続的な支援が必要	6,508	76.0		
	専門機関紹介	14	0.1			
	年齢	18歳未満	3	0.1		
		18～64歳	1,759	20.5		
		65歳以上	6,805	79.4		
	要支援症状の内訳(重複あり)	身体症状等	9,690	85.2		
		精神的症状等	1,688	14.8	100.0	
		不眠	203	1.8	12.0	
		不安・恐怖	27	0.2	1.6	
		イライラ	18	0.2	1.1	
		無気力	50	0.4	3.0	
抑うつ・憂うつ		31	0.3	1.8		
不穏・幻覚・妄想等の精神症状		5	0.1	0.3		
アルコール問題		106	0.9	6.3		
認知症		365	3.2	21.6		
統合失調症等の精神的疾患	741	6.5	43.9			
その他	142	1.2	8.4			
合計	11,378	100.0				

3 児童生徒の心のケア

(1) 概要

地震の発生により、被災地の子供たちは、かつて経験したことのない物理的・精神的ダメージを受けていた。また、これに加え余震に対する恐怖や自宅以外での居住などによる不安がさらに大きくなることも予想された。

そこで、県教育委員会は、3月30日に、教職員を対象とした研修会の開催やスクールカウンセラーの派遣を決定した。

なお、研修会の講師派遣、スクールカウンセラーの派遣に当たっては、石川県臨床心理士会に協力要請を行った。

(2) 子供たちの心のケア研修会

各学校においては、教職員が児童生徒の心の状況を把握し、子供たちの心のケアに当たる必

要があることから、被災地の学校の教職員を対象に「子供たちの心のケア研修会」を開催した。

- ・開催日：4月3日
- ・会場：輪島市立門前東小学校、穴水町立穴水小学校
- ・講師：スクールカウンセラー
- ・参加者：98人
(門前東小会場51人、穴水小会場47人)

(3) スクールカウンセラーの派遣

新年度当初、不安を抱えながら学校生活を送る子供たちの心のケアや教職員の支援を行う必要があることから、被災地の小学校2校にスクールカウンセラーを派遣した。

- ・派遣日：4月9日から13日まで
- ・会場：輪島市立門前東小学校、輪島市立門前西小学校
- ・相談件数：14件

このほか、被災地の小・中・高等学校の要請に応じて、スクールカウンセラーを派遣した。

- ・派遣日：4月27日から6月27日まで
- ・会場：輪島市立門前東小学校、輪島市立門前西小学校、輪島市立門前中学校、石川県立門前高等学校
- ・相談件数：23件

4 いしかわ長寿大学出前講座「こころと体のじんのび教室」の開催

被災地の高齢者を対象に、継続的な心と体のケアの重要性を再認識してもらうため、運動・栄養・心の健康をテーマにした出前講座を開催した。

- 開催日：平成20年3月20日
- 場所：輪島市門前保健センター
- 主催：財団法人石川県長寿生きがいセンター
- 参加者：80人



じんのび教室に参加する高齢者＝輪島市門前保健センター

4. 災害廃棄物の処理



避難所の近くに集められた家電製品などの大量のごみ＝3月28日、輪島市門前町道下

県では、災害廃棄物の処理実施計画策定支援のため、3月26日から被害の大きかった輪島市などに職員を派遣した。

家屋の片付け作業に伴い粗大ごみなどの災害ごみ(片付けごみ：破損した家具什器、家電など)が一時に発生し、市町が被災地区ごとに設置した一時集積所に山積みとなったことから、県は、被害がなかった市町や県内の廃棄物処理団体に対して、ごみ収集車両などの派遣協力の要請を行うとともに、輪島市などと撤去計画を策定した。

さらに、被災市町の生活ごみや片付けごみの処理に支障が生じる場合に備え、他市町のごみ処理施設への受入体制を構築した。また、県外自治体や企業からも、県にごみ収集車両や作業人員の派遣の申し出が多く寄せられた。



本格的に始まった解体ごみの分別作業＝6月25日、輪島市のマリンタウン

その結果、輪島市門前町及び穴水町においては、名古屋市や金沢市をはじめとする県内外の自治体、県産業廃棄物協会などの団体、企業の協力を得て、一時集積所から災害ごみの撤去を4月15日までにほぼ終了した。

なお、市町などのごみ処理施設にも被害が発生したが、各市町などは応急復旧などの処置を講ずることにより施設稼働の確保が図られ、他市町への処理応援は必要なかった。

3月28日から4月15日までの片付けごみ撤去作業参加状況

参加団体	10自治体、4団体、6社
作業車両	延べ555台
作業人員	1,228人

倒壊家屋などから発生した木くずやがれき（除去ごみ）については、そのまま埋め立てると処分場が逼迫することから、民間事業者を活用し、できる限りリサイクルを行い、平成20年3月末までにいずれの市町も処理を終えた。

輪島市や穴水町などの被害が大きかった市町では、除去ごみの仮置き場を設置し、木くず、コンクリートがら、瓦くず、金属くず、土壁など残材に粗分別した除去ごみを受け入れし、さらに仮置き場で選別を行った。

金属くずは金属資源として再生し、木くずやコンクリートがらなどは、民間事業者の処理施設で破碎処理を行い、パルプ原料やセメント原燃料及び土木資材として利用した。

県は、市町に対して、石川県災害廃棄物処理指針に基づき仮置き場の選定や除去ごみ処理の進め方などに関する技術支援を行うとともに、県産業廃棄物協会の協力を得て、民間事業者の処理能力調査を行い、情報を提供した。

能登半島地震で発生した災害廃棄物は約25万トンに上った。

災害廃棄物の発生量

市町	発生量(トン)
七尾市	24,031
輪島市	176,786
羽咋市	1,132
かほく市	568
志賀町	20,460
宝達志水町	79
中能登町	2,773
穴水町	18,765
能登町	4,113
合計	248,707



民間業者から無償提供を受けた災害廃棄物破碎機＝穴水町山中地内

5. 住宅の応急対策

1 応急危険度判定

県では、余震などによる二次災害の防止を目的に、市町が実施する被災建築物の応急危険度判定の支援を行った。

地震発生日に七尾市・輪島市・羽咋市・穴水町へ県職員（4班13人）の応急危険度判定士を先遣隊として派遣し、現地の状況把握を行うとともに、各市町からの支援要請に対応するため、建築住宅課内に支援本部を設置し、応急危険度判定の支援を開始した。

また、現地の被災状況から必要作業量を判断し、同日中には金沢市、小松市、加賀市及び白山市に、翌日には富山県及び福井県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行った。

3月27日には七尾市からの要請を受け、社団法人石川県建築士会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人石川県建設業協会へも派遣要請を行った。



被災建物の応急危険度を判定

現地に、現地支援本部を設置し、市町の実施本部と連絡を密にしながら、順次、判定エリアを拡大するなど状況に応じた対応を行った。

その結果、3月25日から3月30日までの6日間で、延べ391人の応急危険度判定士により、7,600棟の建築物の危険度を判定した。

応急危険度判定結果 (枚)

市町名	合計(棟)	危険度		
		危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)
七尾市	1,127	190	378	559
輪島市	5,653	865	930	3,858
旧輪島市	3,767	251	383	3,133
旧門前町	1,886	614	547	725
羽咋市	17	4	6	7
志賀町	86	25	57	4
中能登町	18	11	4	3
穴水町	685	134	188	363
能登町	14	-	8	6
合計(割合)	7,600 (100.0%)	1,229 (16.2%)	1,571 (20.7%)	4,800 (63.1%)

2 住宅相談の実施

県は、被災者の不安を解消するため、住宅相談窓口を設置し、住宅の応急的・恒久的補修、倒壊した住宅の再建及び住宅金融支援機構の融資を受けた住宅の返済猶予などの相談に応じた。



壊れた家や店舗の写真を持参して相談する被災者＝3月31日、穴水町地域情報センター

3月31日及び4月1日には、旧門前町(道下地区など)、穴水町及び旧輪島市の3地区において「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」の会員(社団法人石川県建築士事務所協会、社団法人石川県建築士会、財団法人石川県建築住宅総合センター、独立行政法人住宅金融支援機構、社団法人石川県宅地建物取引業協会、石川県消費生活支援センター、社団法人石川県建築組合連合会及び社団法人日本建築家協会北陸支部)の協力のもと住宅相談会を開催した。

その後、4月7日からは毎週土曜、日曜日に相談窓口を開設し、要請に応じ、被災者個々の住宅を調査して住宅の安全性や補修方法などに関する技術的助言も行った。

相談件数 839件(平成19年3月31日～4月30日)

主な相談内容

- ・被害にあった住宅に住んでも大丈夫か
- ・どのような補修をする必要があるか
- ・見積をしてほしい など

3 応急仮設住宅の設置

県は、住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、3月29日に開催した災害対策本部員会議において応急仮設住宅を100戸設置することを決定し、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、設置要請を行った。その後、被災者の状況から、順次、設置戸数を追加し、最終的には、334戸を設置した。設置にあたっては、民間業者から電気温水器、IHクッキングヒーター、火災報知器、ガス湯沸し器、ガステーブルコンロ、浄化槽などの無償提供を受けた。

応急仮設住宅の設置は、市町が敷地の選定を行い、県が設置し、その後の入居者の手続や応急仮設住宅の維持管理については市町で行った。

【詳細は資料編270ページ参照】

応急仮設住宅の設置状況 (平成19年5月8日現在)

市町名	箇所	戸数	設置日	集会所 約100㎡	談話室 約40㎡
七尾市	小島町	10	5月8日		
	田鶴浜町	5	5月8日		
	中島町浜田	5	5月8日		
	3カ所	20			
輪島市	宅田町	20	4月28日		1
	山岸町	50	5月3日	1	
	門前町館	30	4月28日		1
	門前町道下	150	4月30日	1	3
	4カ所	250		2	5
志賀町	富来領家町	10	5月1日		
	鶴野屋	9	5月1日		
	2カ所	19			
穴水町	大町	45	4月30日		1
	1カ所	45			1
合計	10カ所	334		2	6

被災地域が過疎地域であり、かつ高齢化が進んでいることを考慮して、各住戸の玄関入口の段差解消や浴室・トイレなどに手すりを設置するなどバリアフリー化に配慮するとともに、集会所や談話室を設置するなど、入居者のコミュニティ形成が円滑にできるように努めた。



能登半島地震応急仮設住宅＝輪島市山岸町

<応急仮設住宅の特色・配慮>

- 1 バリアフリー化への配慮
 - ・ 玄関入口の段差を解消
 - ・ 各部屋の入口の段差を解消
 - ・ 浴室、玄関、トイレに手すりを設置
- 2 入居等に対する配慮
 - ・ 単身高齢者用住戸を敷地入口側及び通路側に設置
 - ・ 冬期の暴風雨対策のために玄関及び居間のサッシの両脇に袖壁を設置
 - ・ 入居者のコミュニティ形成に資する集会所や談話室を設置
 - ・ 1住戸につき1台分の駐車スペースを設置

3 内装に対する配慮

- ・ 天井、壁、床の断熱性能の向上

4 設備に対する配慮

- ・ 結露防止のため、小屋裏に換気扇を設置
- ・ 暖房便座付様式便器を設置
- ・ 電子レンジ用コンセントの設置
- ・ 居間(1室)にエアコン(冷暖房)を設置

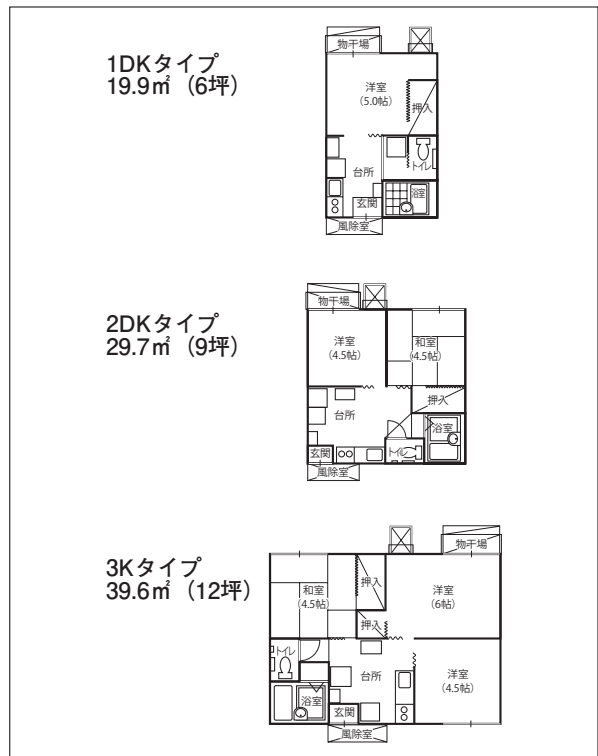


仮設住宅室内の段差解消状況

<応急仮設住宅の住戸タイプ>

- 1 1DKタイプ(約6坪 約19.9㎡) …単身用
- 2 2DKタイプ(約9坪 約29.7㎡) …2、3人用
- 3 3Kタイプ(約12坪 約39.6㎡) …4人以上用

応急仮設住宅の間取り



4 応急修理制度の運用の拡大

災害救助法の適用により、個々の住宅の応急修理の費用に対し、50万円を限度として直接修理業者へ支払いがされること（応急修理制度）となったが、この制度の対象となるためには、「半壊」の被害を受けていることや、被災の日から1カ月以内に応急修理が完了することなどが条件となっていた。

しかし、被災者にとっては、住み慣れた自宅で生活することが望ましく、また、町屋や古民家など、能登地域の美しい街並みを構成する住宅を可能な限り残すことは、文化や景観資源を継続する上でも重要であることから、より多くの世帯にこの制度を活用してもらうため、県では厚生労働省と協議を行い、適用条件の拡大を図った。

この結果、全壊被害を受けた住宅のうち、約15%が修復して居住を再開することとなった。これは、これまでの大規模地震と比較しても高い割合であり、適用条件の拡大に加え、能登の大工（修復業者）の力量が高かったことや「建て起こし（柱・梁などが傾斜した住宅をワイヤーによる牽引や揚家などにより、正常な状態に戻す手法）」を用いた修復方法の浸透が図られたことなどが大きく寄与したものと考えられる。

<災害救助法の適用条件の拡大>

1 対象世帯の拡大

従来では「住家が半壊した世帯」に限定されていたが、「全壊」の被害を受けた住宅でも、修理により居住が可能となる場合が多く見受けられることから、「全壊した世帯のうち応急修理により居住が可能となる世帯」を対象世帯に追加することが認められた。

2 完了期間の延長

「被災日から1カ月以内」に応急修理を完了することが条件となっていたが、り災証明の発行事務や被災区分の確定に時間を要することから、輪島市では5カ月間、七尾市、志賀町、穴水町では4カ月間、能登町では3カ月間の期間延長が認められた。

5 仮設住宅におけるコミュニティ形成支援

仮設住宅には、いろいろな地域から入居者が集まり、一人暮らしの老人も多いことから、仮設住宅に彩りと潤いを与え、併せて入居者のふれあい交流の場となるように、希望があった団地に30～40㎡の花壇を整備した。

仮設住宅での生活が一段落した6月下旬に、市町を通じ、花壇づくりに対する住民の意向調査を行い、要望があった「穴水町大町地区」「輪島市山岸地区」の2カ所で、花壇の整備を行った（枕木による縁取り及び客土）。

7月31日には、それぞれの団地内の集会所にて、住民の代表と県、市の担当者、園芸の専門家の4者で、花壇のデザインを決定した。

猛暑の時期を避けた9月中旬に、仮設住宅の住民とともに、管理が容易で、癒し効果があり、気持ちの明るくなるジニアプロフュージョン、コバルトセージ、チェリーセージなどの約800鉢を植え付け、12月上旬には冬花壇の葉ボタンに植え替えを行った。

花苗の植え替えは、平成20年度も、2回実施した。

花苗、肥料などの資材は、財団法人いしかわ緑のまち基金から提供があった。

住宅の応急修理実績

市 町 名	実施件数	被害区分別実施件数			支援額合計（千円）
		全壊	大規模半壊	半壊	
七 尾 市	117	10	15	92	58,216
輪 島 市	620	82	35	503	303,871
珠 洲 市					
志 賀 町	125		10	115	62,064
中 能 登 町					
穴 水 町	54	7	2	45	26,541
能 登 町	4			4	2,000
合 計	920	99	62	759	452,692

注) 珠洲市は、制度の対象となる半壊以上の被害なし。中能登町は制度利用世帯なし



穴水町大町の仮設住宅で、住民らによる花壇の葉ボタン植え替え
= 12月上旬

6. 被災者に対する税・負担金などの減免措置

1 税の減免など

(1) 国 税

国では、今回の地震による被災者について、国税の「申告・納付等の期限延長」、「所得税の軽減免除」、「納税の猶予」の特例措置が受けられるよう直ちに対応し、3月27日に金沢国税局ホームページに掲載するとともに、新聞を通じての情報提供に努めた。

また、所得税や消費税の振替納税利用者のうち納期限を延長又は納税を猶予した者に対しては、振替日を延長するなどの対応も行った。

<国税における特例措置>

1 申告・納付等の期限延長

納税者からの申請に基づき、平成19年3月25日以降に到来する申告・納付等の期限を災害のやんだ日から2月以内を限度として延長した。

2 所得税の軽減免除

所得税法に定める雑損控除の方法又は災害減免法に定める税金の軽減免除のいずれかの方法により、所得税の全部又は一部を軽減した。

3 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた納税者からの申請に基づき、原則として、1年以内の期間を限度として納税を猶予した。

(2) 県 税

県では、今回の地震による被災者について、県税の「申告・納付（納入）等の期限延長」、「減免（個人事業税、不動産取得税及び自動車税）」、「徴収の猶予」の特例制度を受けられるよう直ちに対

応した。これらの特例措置の内容について周知を図るため、3月28日の第8回災害対策本部員会議で公表するとともに、県のホームページや報道機関を通じての情報提供にも努めた。

なお、期限延長の申請については、添付書類を簡素化したり、個人事業税の減免申請については、提出期限を延長するなど、弾力的な運用を行った。また、特例措置に関するチラシを納税通知書に同封するなど、きめ細かな周知にも努めた。

<県税における特例措置>

1 申告・納付（納入）等の期限延長

納税者からの申請に基づき、平成19年3月25日以降に到来する申告・納付（納入）等の期限を災害のやんだ日から2月以内を限度として延長した。

2 減 免

次の税目について、納税者の申請により減免を実施した。

(1) 個人事業税

平成19年度課税分を減免対象とし、所得金額及び被害の程度に応じて減免を実施した。

(2) 不動産取得税

- ・被災不動産の代替取得等に係る不動産取得税を対象に、り災の程度や被害面積割合に応じて、減免を実施した。
- ・課税対象不動産が納期限までに被災した場合に、り災の程度や被害面積割合に応じて、減免を実施した。

(3) 自動車税

平成18年度課税分を減免対象とし、修繕費や残存価格に応じて減免を実施した。

3 徴収猶予

納税者からの申請に基づき、被災により県税を一時に納税することができないと認められる税額を限度として1年以内の期間に限り徴収を猶予した。

(3) 市町村税

市町村税については、基本的には各市町が個々の地域内の被災状況などを勘案して減免などの特例措置の実施を判断すべきものであるが、県は、災害減免及び期限延長などについて必要な情報をこれらの市町に提供するなど、税務行政上の課題について助言などを行い、業務の円滑化に努めた。

なお、各市町が実施した税制上の特例措置の状況は次のとおりである。

＜市町における特例措置＞

1 減免措置を実施した市町

(1) 個人住民税(9市町)

七尾市、輪島市、志賀町、穴水町、能登町、金沢市、羽咋市、かほく市、宝達志水町

(2) 固定資産税(11市町)

七尾市、輪島市、珠洲市、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、宝達志水町

(3) 都市計画税(9市町)

七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町

(4) 国民健康保険税(8市町)

七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市

2 納期限の延長措置を実施した市町(1町)

穴水町(固定資産税・都市計画税)

3 徴収猶予措置を実施した市町(1町)

穴水町(固定資産税・都市計画税)

2 負担金、手数料などの減免

(1) 健康福祉部関係

① 国民健康保険及び老人保健制度の一部負担金の減免

国民健康保険等の一部負担金の減免については、各市町(国保保険者)が個々の地域内の被災状況などを勘案して減免の措置を講じるよう要請した。

なお、減免を実施した市町(8市町)は次のとおりである。

七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市

② 介護保険料等の減免

介護保険料及び利用者負担額の減免については、被災市町の条例に基づき適切に対応するよう要請した。

なお、減免を実施した市町は次のとおりである。

ア 介護保険料を減免した市町(8市町)

七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市

イ 利用者負担額を減免した市町(7市町)

七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、羽咋市、かほく市

③ 緊急入所者等の負担軽減

被災した在宅介護高齢者で、在宅や避難所での生活が困難となり、老人福祉施設に緊急入所等した者の負担軽減を図るため、介護保険の限度額を超える部分については全額自己

負担となるところ、自己負担を1割に据え置く市町に対し、助成した。

補助金名：被災高齢者介護施設避難支援事業費補助金

助成市町：七尾市、輪島市、志賀町

④ 障害者の医療費自己負担等減免

被災により、家屋が損壊(全半壊)した場合及び著しく収入が減少した世帯の障害者の医療費自己負担について、負担上限額の減額や全額免除の特例制度を設け制度の周知を図った。また、心身障害者扶養共済掛金の減免制度についても周知に努めた。

この結果、家屋が損壊した方に対して、特定疾患及び精神障害者通院に係る医療費として、計12件、約17万7千円を減免した。

(2) 県警察関係

能登半島地震に係る県警察関係の手数料減免等措置の対象は29項目あり、そのうち、道路使用許可証交付手数料、運転免許証再交付手数料等7項目において、計1,042件、244万3千円(平成21年1月31日現在)を減免した。

3 授業料の減免など

(1) 県立高校の授業料等減免

災害に伴う県立高校の授業料減免については、「石川県立学校条例」及び「石川県立高等学校授業料減免規則」などに基づき実施しているが、今回は被災世帯の負担軽減を図るため、定時制、通信制も含め、特例措置として免除制度を拡大した。

授業料免除制度の拡大

免除の対象	保護者の家屋が半壊以上の被害を受けた生徒
所得	これまで前年の所得が1000万円以下の世帯に限っていた所得制限を撤廃
期間	所得に応じて1年又は6カ月としていた免除期間を一律に4月から平成20年3月までの1年
実績	89人合計約1028万円の減免

また、入学手数料についても、手数料条例の減免規定を適用し、平成19年度において、32人に対して合計約18万円の手数料減免を行った。

(2) 県立大学の授業料等減免

県立大学の授業料等についても拡大し、2人の学生に対し授業料107万円の減免を行った。

(3) 私立学校の授業料等減免に対する助成

被災世帯の生活再建に要する経済的負担を軽減するため、私立学校に通学(通園)する生徒(園児)の保護者の家屋が、全壊又は半壊の被害を受けた生徒(園児)の授業料及び入学金を軽減する私立学校に対し支援した。

幼稚園	3園(7人)	108万円
高校	1校(2人)	53万円

7. 被災者生活再建支援制度

1 改正前の被災者生活再建支援法による国制度の内容及び課題

県は、能登半島地震を、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号に定める自然災害と認定し、平成19年4月2日に同法の適用について公示を行った。これにより、3月25日から石川県内全域において、同法による国の支援制度を受けることができるようになった。

改正前の被災者生活再建支援法による国の支援制度は、全壊世帯には最大で300万円(居住関係経費200万円、生活関係経費100万円)、大規模半壊世帯には最大で100万円(居住関係経費)を支援するものであった(なお、財源は、国と全国知事会でそれぞれ半分ずつを負担している)。

しかし、この制度では、支援金の使途が、被災住宅の解体・撤去・整地費用などに限られており、住宅の建設・購入・補修費として、住宅本体へ充当することは認められておらず、また、年齢や所得によっては支援の金額が異なったり、支援の対象外となっていたりするなど、非常に使い勝手が悪い、極めて不十分な制度であるとの指摘を受けていた。

2 被災者生活再建支援に向けた県の取り組みと国制度の改正

(1) 概要

大きな被害を受けた能登地域においては、過疎に歯止めをかける必要があったことや住民に土地や地域コミュニティに対する強い愛着があったことから、馴染みのある地域において生活を再建することが特に強く要望されていた。

しかし、上記のような課題のある改正前の国の支援制度では、このような要望に十分応えることはできなかった。

そこで、県は、被災地の声にしっかりと応えるため、独自の制度を創設するとともに、国に

対し、被災者生活再建支援法の改正に向けた要望活動を展開した。

(2) 県独自制度の創設

県が創設した独自制度では、まず拡大措置として、大規模半壊世帯に対しても、国が全壊世帯に対し支給するのと同様に、生活関連経費(家財購入、医療費など)を支給することとした。また、国の制度では、全く支援の対象とならなかった半壊世帯にも、大規模半壊と同程度の支援を行うこととした。さらに、上乗せ措置として、半壊以上の世帯を対象に、住宅の建設・購入・補修などの使途制限や年齢・収入要件を設けない使い勝手のよい制度を創設した。

このように、生活再建のための支援制度として、国制度(生活再建支援法による制度)と県制度(県の独自制度)の2つの公的支援制度が被災地に適用されることとなり、全壊世帯で最大400万円、大規模半壊世帯で最大200万円、半壊世帯で最大200万円(県制度による)の支給を受けることが可能となるなど、手厚い支援が実施されることとなった。

(3) 国に対する要望活動

県では、被災者生活再建支援法による国の制度が、被災者の住宅再建に対する支援として実効性のあるものとなるよう、広範かつ積極的に、法改正に向けた要望活動を繰り返し広げた。

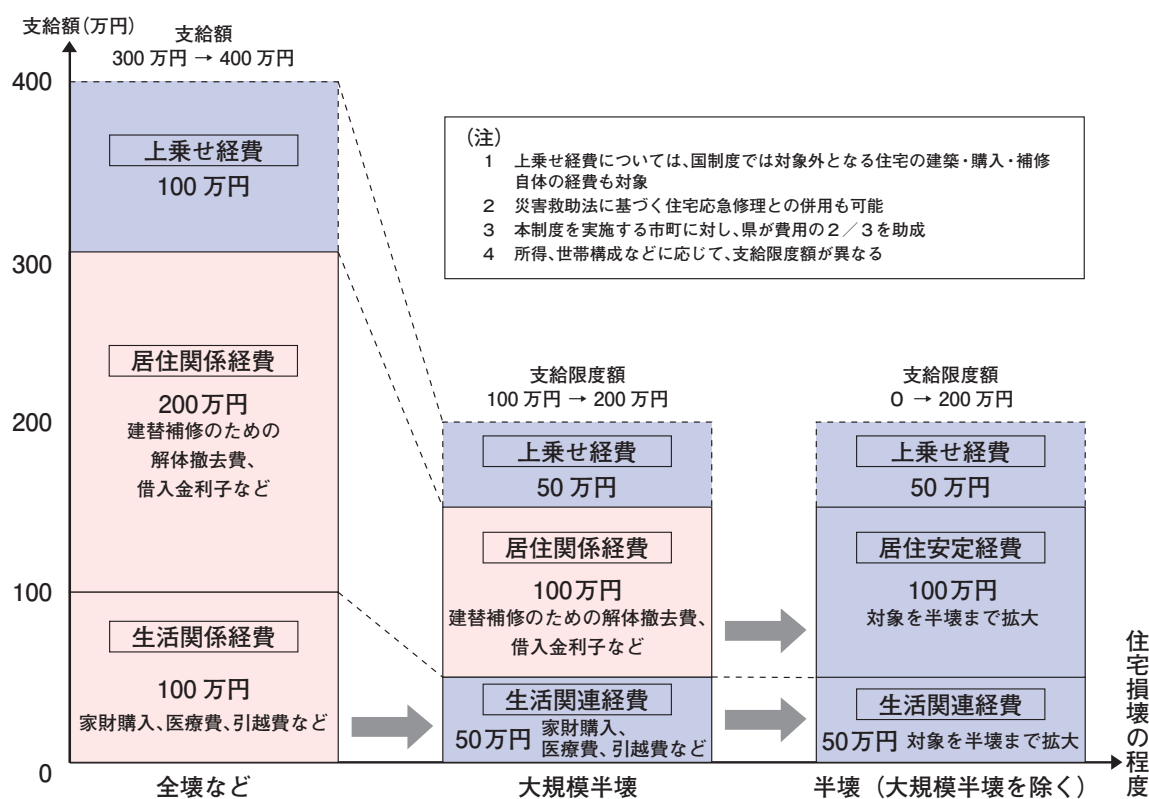
まず、5月26日から27日にかけて輪島市や穴水町などを訪れた政府の「被災者生活再建支援制度に関する検討会」のメンバーに対し、被災者の声を交え、制度の改正を強く訴えた。

また、7月12日に開催された全国知事会議において、制度の見直しに関する緊急要望が採択されたが、この中で、谷本知事は、「制度はあっても魂が入っていない制度である」と制度見直しの必要性について主張した。

さらに、10月22日、谷本知事は、被災者生活再建支援法が能登半島地震にも遡及適用されるよう、泉防災担当大臣や県関係国会議員に対し要望を行った。

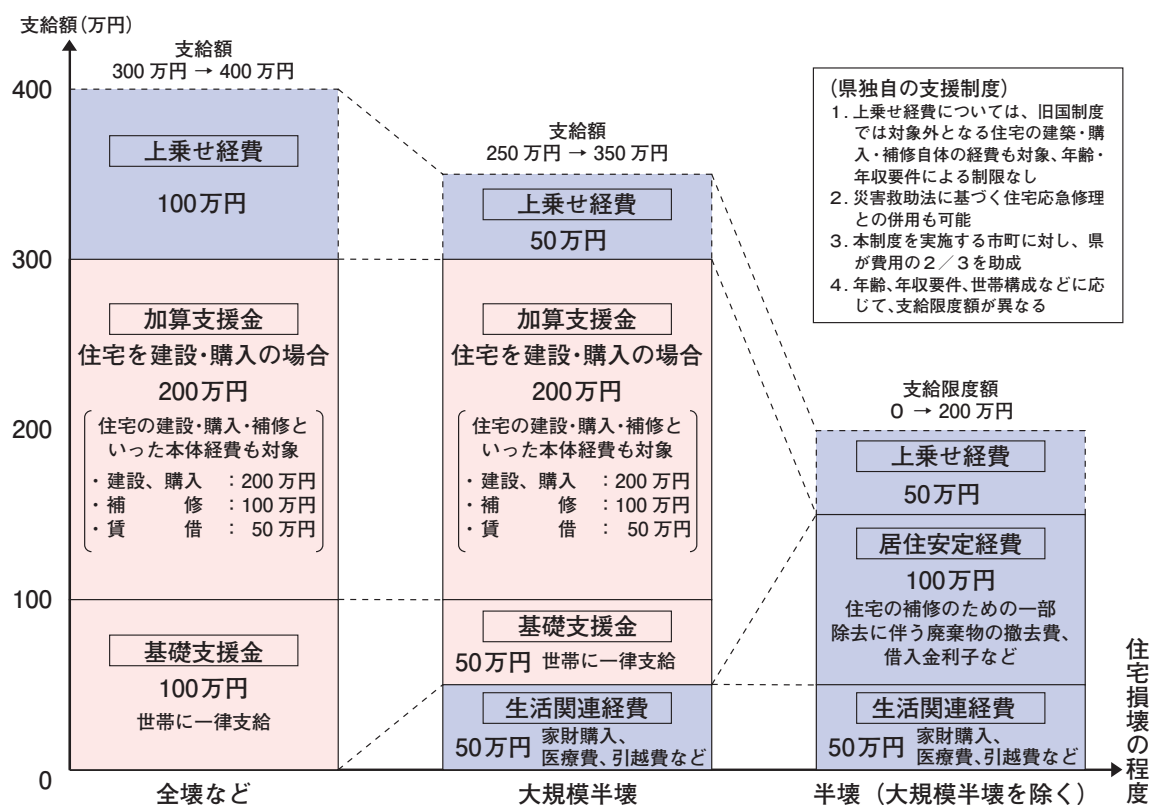
被災者生活再建支援制度(改正前)のイメージ(部分が石川県独自制度)

(例) 年収500万円以下で、住宅を建替え又は補修する場合



被災者生活再建支援制度(改正後)のイメージ(部分が石川県独自制度。国制度はH19改正後の制度)

(例) 新たに住宅を建設(購入)する場合





泉防災担当大臣(右)に法改正など支援を求める谷本知事=10月22日、内閣府

このように、被災者の熱い思いを伝えるために、国会議員や政府関係者に対する制度改正に向けた要望活動を粘り強く行ってきた中、要望の趣旨に沿った法律の改正案が、自由民主党、公明党、民主党の共同提案により第168回臨時国会に提出され、11月9日、両院の全会一致で可決・成立し、能登半島地震にも遡及適用されることとなった(施行日は同年12月14日)。この法案は、参議院議員通常選挙後に召集され、厳しい状況下に置かれていた臨時国会において、第1号で成立したものであった。

H19改正後の被災者生活再建支援金の基準など

[全壊・大規模半壊] 国の制度は新制度により支給
[県独自制度は従来どおり]

[上段：複数世帯、下段：単身世帯] (単位：万円)

被災区分	住宅の 態様	I 国制度			II 県独自制度			合計
		基礎 支援金	加算支 援金	小計	生活関 連経費	上乗せ 経費	小計	
全壊	建設・購入	100 (75)	200 (150)	300 (225)	-	100 (75)	100 (75)	400 (300)
	補修		100 (75)	200 (150)			100 (75)	300 (225)
	賃借		50 (37.5)	150 (112.5)			100 (75)	250 (187.5)
	上記以外		-	100 (75)			100 (75)	200 (150)
大規模半壊	建設・購入	50 (37.5)	200 (150)	250 (187.5)	50 (37.5)	50 (37.5)	100 (75)	350 (262.5)
	補修		100 (75)	150 (112.5)			100 (75)	250 (187.5)
	賃借		50 (37.5)	100 (75.0)			100 (75)	200 (150)
	上記以外		-	50 (37.5)			100 (75)	150 (112.5)

注) 住宅の建設・購入、補修、賃借のうち2つ以上の行為を行った世帯における国制度の加算支援金は最も支給額の大きな条件が適用される
注) 県独自の制度の上乗せ経費は、年齢・年収要件はないが、大規模半壊世帯の生活関連経費については、右表の支給要件(年齢・年収)により、限度額が異なる

(4) 改正された国の

被災者生活再建支援制度の概要

改正された新制度では、住宅の被害程度と再建方法に応じた定額渡しきり方式となり、支援金は見舞金的性格を帯びることとなった。

具体的には、まず、基礎支援金として、全壊・大規模半壊世帯に対しては、それぞれ100万円、50万円が支給され、これに加え加算支援金として、住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、賃借する世帯には50万円が支給されることとなった。

このほか、法改正前の制度に設けられていた用途の制限は無くなり、さらに、年齢・年収要件も撤廃されたことで、極めて使いやすい制度となった。

この結果、住宅を建設・購入した場合に、国の制度と県の制度を併せて支給される最大支給額は、全壊世帯では400万円、大規模半壊世帯では350万円、半壊世帯では200万円となり、被災地の復興を進めるにあたって、その根幹をなす被災者の住宅の再建に大きな弾みがつくこととなった。

3 制度の説明会及び支給実績

(1) 市町への説明会の開催

県は、被災者生活再建支援制度の運用が統一のかつ円滑に行われるよう、市町担当職員に対

[半壊] 従来の県独自の支援制度により支給(変更なし)

[上段：複数世帯、下段：単身世帯] (単位：万円)

被災区分	支給要件(年齢・年収)	県独自の支援制度分			合計
		生活関連 経費	居住安 定経費	上乗せ 経費	
半壊	世帯収入が500万円以下 (年齢要件なし)	50 (37.5)	100 (75)	50 (37.5)	200 (150)
	① 世帯主45歳以上 又は要援護世帯 で世帯年収が500 万円超700万円 以下	25 (18.75)	50 (37.5)	50 (37.5)	125 (93.75)
	② 世帯主60歳以上 又は要援護世帯 で世帯年収が700 万円超800万円以 下				
	上記以外	-	-	50 (37.5)	50 (37.5)

する改正前の国の制度と県の独自制度の説明会を、4月6日（奥能登総合事務所）と同月12日（のとふれあい文化センター）の2回実施した。

また、国制度が大幅に改正されたことに伴い、12月17日、のとふれあい文化センターにおいて改正後の制度の説明会を実施した。

これにより、被災者に対する支給交付手続きは、市町による適切な対応とも相まって、窓口において大きな混乱が生じることも無く実施された。



補助制度に関する相談を受ける被災者生活再建支援窓口＝4月17日、輪島市役所門前総合支所

（2）支給の実績

国及び県の支援制度の申請受付は、4月17日から、各市町において一斉に開始された。

当初は、県の制度に対する申請件数に比べ、国の制度の申請件数は少なかったが、制度改正後は、国の制度の申請件数は著しく伸びた。

各制度別の支給実績については、次の表のとおりである。

国制度の支給状況

（平成21年2月28日現在）

被害区分	経費区分	被害世帯数A	支給世帯数B	申請率B/A	支給額(千円)
全壊	基礎支援金	732	732	100.0%	1,505,596
	加算支援金		601	82.1%	
大規模半壊	基礎支援金	109	109	100.0%	156,375
	加算支援金		99	90.8%	
合計	基礎支援金	841	841	100.0%	1,661,971
	加算支援金		700	83.2%	

注)「基礎支援金」は、旧制度の生活関係経費を含む

注)「加算支援金」は、旧制度の居住関係経費を含む

県制度の支給状況

（平成21年2月28日現在）

被害区分	経費区分	被害世帯数A	支給世帯数B	申請率B/A	支給額(千円)
全壊	上乗せ経費	732	708	96.7%	613,711
大規模半壊	生活関連経費	85	82	96.5%	34,791
	上乗せ経費	109	107	98.2%	48,270
	計				83,061
半壊	生活関連経費	924	914	98.9%	386,035
	居住安定経費	924	353	38.2%	101,726
	上乗せ経費	1,137	1,130	99.4%	517,050
	計				1,004,811
合計	生活関連経費	1,009	996	98.7%	420,826
	居住安定経費	924	353	38.2%	101,726
	上乗せ経費	1,978	1,945	98.3%	1,179,031
	計				1,701,583

8. その他の被災者生活再建支援

1 災害弔慰金など

災害弔慰金などについては、各市町が次のとおり支給などを行った。

- (1) 災害弔慰金(平成21年1月31日現在)
- ① 対象者：1人(生計維持者以外)
- ② 実支給額：250万円
(うち国庫負担額/125万円、県及び市負担額/各62万5千円)
- (2) 災害障害見舞金(平成21年1月31日現在)
- ① 対象者：1人(生計維持者)
- ② 実支給額：250万円
(うち国庫負担額/125万円、県及び町負担額/各62万5千円)
- (3) 災害援護資金(平成19年6月30日受付終了)
- ① 貸付件数：22件
(輪島市15件、かほく市2件、志賀町1件、穴水町4件)
- ② 貸付額：4720万円
輪島市 3320万円、かほく市 450万円
志賀町 250万円、穴水町 700万円
- ③ 国庫及び県貸付額：
国庫 3146万7千円(4720万円×2/3)
県 1573万3千円
(4720万円-3146万7千円)

2 生活福祉資金

生活福祉資金の貸付けについては、災害救助法の適用を受けた3市4町の被災者を対象として、県社会福祉協議会が次のとおり実施した。

- (1) 災害援護資金(平成19年9月30日受付終了)
- ① 貸付件数：11件
- ② 貸付額：1351万円
- ③ 特例措置
- ア 償還据置期間：
1年以内を3年以内に延長
- イ 利率：
3%を無利子化(利子補給)
- (2) 住宅資金(平成19年9月30日受付終了)
- ① 貸付件数：19件
- ② 貸付額：4490万円

③ 特例措置

- ア 償還据置期間：
6月以内を3年以内に延長
- イ 利率：
3%を無利子化(利子補給)

(3) 緊急小口資金(平成19年6月30日受付終了)

- ① 貸付件数：7件
- ② 貸付額：70万円
- ③ 特例措置
- ア 貸付対象者：所得制限を撤廃
- イ 貸付総額：5万円以内を10万円以内に緩和
- ウ 償還据置期間：2月以内を1年以内に延長
- エ 償還期限：4月以内を2年以内に延長

3 母子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金の貸付けについては、市及び県保健福祉センターを窓口として、県が次のとおり実施した。

- (1) 住宅資金(平成21年1月31日現在)
- ① 貸付件数：4件
- ② 貸付額：638万円
一部損壊：3件、438万円
半壊：1件、200万円
- ③ 特例措置
- 利率：3%を無利子化
- (2) 転宅資金(平成21年1月31日現在)
- ① 貸付件数：なし
- ② 貸付額：なし
- ③ 特例措置：住宅資金と同じ

9. り災証明発行への支援

1 県による研修会の開催

各種被災者支援制度の適用に必要なり災証明の発行を円滑に進めることができるよう、県では市町職員及び県職員を対象に、奥能登総合事務所において、次のとおり被災建物調査の研修を開催した。

① 外観目視調査の研修

- ア 開催日：4月3日
- イ 講師：新潟県小千谷市職員
- ウ 対象：21人(県7人、市町14人)

② 内部立入調査の研修

(実際に被害家屋に入り研修を実施)

- ア 開催日：4月10日
- イ 講師：元小千谷市職員、
株式会社インターリスク総務
部長
- ウ 対象：42人(県9人、市町33人)

2 県・市職員の派遣

り災証明の発行は、市町の自治事務となっているが、県としても、速やかなり災証明の発行が、早期の生活再建支援につながることから、

証明発行事務支援のため、県の税務担当職員など(OBを含む)を被災市町に派遣した。また、比較的被害の少なかった県内の市に対して被災市町への職員応援要請を行った。

4月2日から5月11日までの期間、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町の4市町に派遣された県及び金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市の8市の職員数は、延べ366人に及んだ。

これに加え、輪島市では、住民からのり災証明の再調査依頼が相次いだことから、同市からの要請を受けた金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市の7市が、5月14日から25日までの間、職員延べ120人を追加派遣した。



り災証明の発行を待つ市民＝輪島市役所

り災証明(被害認定業務)のための派遣人数

(平成19年5月25日現在)

派遣先	延べ 派遣人数(人)	派遣元の内訳(人)									
		県	金沢市	小松市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市	
七尾市	45	19	12	4	5					5	
輪島市	326	51	92	32	22	32	11	34	30	22	
志賀町	93	47		7			13	7	18	1	
穴水町	22	22									
合計	486	139	104	43	27	32	24	41	48	28	

注) 派遣職員数の1日当たり最大は、4月6日で36人(県職員19人、市職員17人)であった

各市町におけるり災証明の発行状況

(平成20年6月3日現在)

市町名	住家(棟)				非住家(棟)			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
七尾市	69	41	263	2,678	131	17	172	1,022
輪島市	513	115	971	7,729	1,498	169	1,207	4,816
珠洲市				243	2		13	77
志賀町	15	19	196	2,447	168	49	621	2,988
中能登町	3	2	5	147	2		8	42
穴水町	79	10	90	741	140	7	97	302
能登町	1		10	190	5		3	80
その他	6	1	17	129	19		12	60
合計	686	188	1,552	14,304	1,965	242	2,133	9,387

注) 市町からの聞き取り調査による

第4節 産業に対する各種支援

1. 応急金融対策

1 関係機関への協力要請など

3月25日に県内の全ての商工会議所・商工会に対して、緊急相談窓口設置及び既存の災害対策支援融資の活用について周知・斡旋を依頼した。

また、金融機関に対しては、被災企業への貸出審査手続きの簡便化、貸出金の返済猶予などについて、3月25日付け北陸財務局長及び日本銀行金沢支店長の連名通知「能登半島沖を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について」の趣旨も含め協力を要請した。

3月30日と31日に局地激甚災害の指定を受けるために、被災自治体（災害救助法の適用を受けている3市4町）の中小企業を対象に被害状況調査を実施した。

2 金融支援

4月20日に、国は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条、第13条に基づき、七尾市、輪島市、穴水町、志賀町の2市2町を局地激甚災害の区域に指定した。これにより、①指定地域の中小企業信用保険法の特別措置（信用保証枠の別枠による増枠等）、②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例措置（既往貸付金の2年間延長措置）、③県内の政府系金融機関（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）が融資する災害貸付について一定の条件に該当する場合の金利低減特別措置が講じられた。

指定期間：平成19年10月24日まで
（その後、上記の指定期間が平成20年4月24日までに延長された）

4月23日に県の制度金融として「能登半島地震対策融資」を創設し運用を開始した。これは、地震をきっかけに資金繰りに支障が出る企業が多く発生し、それに伴い能登全体の活力が大きく損なわれることが懸念されたことから、地域に踏みとどまって頑張る中小企業の復興を支援するために、既存の災害対策向け制度に比べて特に低利な内容とした融資制度である。

<能登半島地震対策融資の概要>

災害救助法適用の3市4町の被災中小企業等を対象とした低利融資（利率1%）、保証料軽減制度を創設した

1 復旧支援分

・対象：被災した中小企業の復旧に係る設備資金と付帯運転資金

・限度額：1億円

・償還期間：10年

特に、激甚災害指定となった2市2町については、さらに次の優遇措置を行った。

i) 全業種を対象に、建物が全壊又は半壊した場合については利子（最大で当初5年間）及び保証料を全額補助とする。

ii) 特に被害が多かった業種（輪島漆器、酒造業、商店街）については、一定の条件次第で償還期間を15年に延長可能。

2 復興支援分

・対象：被災や風評被害等による売上減少に伴う運転資金

・限度額：8000万円

・償還期間：7年

特に、激甚災害指定となった2市2町については、さらに次の優遇措置を行った。

特に被害が多かった業種（輪島漆器、酒造業、商店街）については、一定の条件次第で、保証付き既往債務（制度融資）の借換を認め、限度額を1億6000万円、償還期間を10年に延長可能。

5月8日に、国は、災害救助法の適用を受けている3市4町に対して、突発的災害についてのセーフティネット指定（中小企業信用保険法第2条第3項第4号（突発的災害の地域指定））を行い、このことによって保証協会の別枠保証がさらに追加されることとなった。

指定期間：平成19年6月24日まで
（その後、上記の指定期間が平成20年6月24日までに延長された）

3 再建相談センター窓口の設置

5月7日に、中小企業者への復旧支援を経営面・金融面で支援するために、輪島地区、門前地区、穴水地区、七尾地区、富来地区の5カ所に「再建相談センター」を設置し、県、石川県産業創出支援機構、信用保証協会、政府系金融機関が企業からの相談に対応する体制を整えた。

窓口設置以来平成21年1月31日までの相談件数は、全体で延べ1,167件であり、支援3業種

別では輪島漆器82件、酒造業18件、商店街110件で、その他の業種・地域が957件となっている。地区別では、輪島地区での相談件数が613件と最も多く、次いで七尾地区の312件、穴水地区の156件、門前地区の44件、富来地区の42件と続いている。

4 専門家派遣

5月7日から石川県産業創出支援機構の巡回チームにより、原則、半壊以上の被害を受けた企業に対して専門的なアドバイスを行う事業を開始しており、平成21年1月31日現在で輪島地区4件、門前地区11件、穴水地区7件の合計22件の巡回指導を実施した。

2. 風評被害対策、観光キャンペーンなど

1 「ようこそ能登」観光キャンペーン

地震により休業した旅館や観光施設は、急ピッチの復旧作業により、そのほとんどが被災から1カ月後までには営業を再開した。

県では、地震発生直後から、和倉や輪島の温泉地のほか、能登各地の観光施設の被災実態の把握に努めるとともに、県の観光ホームページで、交通情報や旅館等宿泊施設の正確な営業情報などの提供を行った。併せて、3月30日には国土交通省北陸信越運輸局や観光関連機関などのホームページとリンクすることで、さらなる情報提供体制の充実に努めた。

しかし、石川県への観光に対する自粛意識や風評被害により、宿泊のキャンセルが相当数に上り、観光業界から1日も早い観光復興が切望された。そこで、4月17日に、関係行政機関、経済・観光団体などが一体となって、「元気宣言、能登。」を合言葉に風評被害の払拭を目指す、「ようこそ能登」観光キャンペーン実行委員会を立ち上げた。

そして、能登有料道路復旧の4月27日を機に、「元気宣言、能登。」をキャッチフレーズとした風評被害払拭キャンペーンを開始した。

まず、情報発信として、27日朝、全国放送のテレビ番組に知事が生出演し、「能登は元気」、「能登へ更なる元気づけにお越し下さい」と全国に向けて直接呼びかけた。

また、平成18年に能登を舞台に制作された映画「釣りバカ日誌17」の主人公役である西田

敏行さん、三國連太郎さんお二人の協力により、4月27日、28日に全国紙4紙及び地元紙5紙に、知事のメッセージとお二人の写真とメッセージを用いた広告を掲載したほか、お二人の声で能登の魅力を訴える全国向けラジオコマーシャルを3週間にわたり実施した。

さらに、県観光大使など石川県ゆかりの著名人の協力により、作成したポスターを、全国のJR主要駅、高速道路サービスエリアなどへ掲出したほか、生活情報の女性向け全国誌への観光・特産品情報掲載、そして、県観光大使の松井秀喜さんのステッカーを制作し、3大都市圏等行きの特急バスや観光バス、路線バス、タクシーに掲出し、元気な能登をアピールした。



キャンペーンイベントとしては、3大都市圏などでの街頭キャンペーンや交通事業者、旅行会社、マスコミへの訪問、県外での観光物産展でのPR、旅行会社商品企画・販売担当者の招待宣伝などを通じて風評被害払拭に努めた。併

せて、能登への誘客策として、大型観光バスの能登有料道路の片道通行料助成やタレントのステージ観覧を組み込んだ能登元気づくりの旅を実施した。



キャンペーンで能登をアピールする谷本知事ら関係者＝4月28日、JR新宿駅東口

<「ようこそ能登」観光キャンペーン>

1 情報発信

- (1) 全国紙及び地元紙への新聞広告掲載
(4月27日、28日)
- (2) 全国ネット局及び地元局によるラジオCM
(4月27日～5月11日)
- (3) 観光ポスター及びステッカー制作
- (4) 生活情報誌に能登地域の観光・特産品情報と広告掲載
(6月25日)

2 キャンペーン・イベント展開

- (1) 3大都市圏及び福岡市での街頭キャンペーンとマスコミ等訪問
(4月27日～6月2日の5週間 毎金土曜)
- (2) タレント、落語家による能登元気づくりの旅実施
(6月～平成20年3月)
- (3) 3大都市圏旅行代理店担当者招聘
(5月22日～23日)
- (4) 物産協会などによる首都圏での元気能登物産展開催
(5月30日～6月4日)

3 その他

能登有料道路、田鶴浜道路での観光バス通行料助成 (4月27日～9月末)

2 「ほっと石川」観光キャンペーン

6月28日には、県内全域に及んだ風評被害の払拭とさらなる誘客を促進するため、新たに関係行政機関や観光団体などで構成する全県的な組織として、「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会を立ち上げた。

実行委員会では、県内の観光地を素材にした季節ごとの観光ポスター作成のほか、石川県を舞台としたテレビ、ラジオ番組の誘致活動、雑

誌・スポーツ紙の記者や旅行会社商品企画・販売担当者を招待しての宣伝活動、政府公報テレビ・ラジオ番組、新聞広告、人気旅行サイトでの情報発信活動などを実施した。

<「ほっと石川」観光キャンペーン>

1 情報発信

- (1) テレビ番組などの活用
- (2) マスメディアの招聘
- (3) ポスター制作

2 キャンペーン・イベント展開

- (1) 観光大使などによるトークショーやコンサートの開催
- (2) 3大都市圏の旅行会社担当者招聘
- (3) 観光説明会開催
- (4) 物産協会などによる首都圏での観光物産展開催
- (5) 地域魅力アップ支援事業
- (6) ボランティア感謝の集い支援



キャンペーンイベントとしては、川中美幸さんなど県観光大使などによるコンサートやトークショーを組み込んだツアーを実施する一方、観光団体などが実施する地域魅力アップ事業への助成や被災地域の団体が企画・実施するボランティア感謝の集いへの支援により、石川の観光魅力の向上と誘客促進に努めた。

こういった活動を通じて、県内の観光入り込み客数は、平成19年末までには主要温泉地で減少幅が徐々に縮小するなど、概ね回復傾向が見られるようになった。

＜県内主要温泉地の入り込み状況＞

平成19年 1月～3月	対前年比	2.2%
4月～6月	対前年比	▲15.2%
7月～9月	対前年比	▲7.3%
10月～12月	対前年比	▲5.3%

(平成20年1月以降の取り組みは、「第8章 復興に向けて」参照)



能登半島地震の復興をPRするミス百万石＝7月28日、富山市の大和富山店前

台湾の取材班を招聘
ほっと石川観光実行委設立 震災被害対策

能登半島地震の風評被害を軽減する「ほっと石川」キャンペーンの取組の一環として、北陸信越運輸「石川」観光キャンペーンは台湾で最大の地上波実行委員会の設立総会のテレビ局「民視テレビ」席上、同局の北河渉企画の取材班を石川県内に招聘する。二十八日に海外からの誘客を促す。

民視テレビが制作する日開催し、十三日に被災地本旅行番組の取材先石川の復興状況を視察する。川が選ばれ、八月下旬にとも、報告された。輪島や金沢、加賀市など。実行委では、石川を舞台としたテレビ番組の誘致や観光大使によるトーが、来月十二日に金沢市クンヨ、観光団体への「中部の観光を考える」支援などで、石川全体への誘客に取り組む。キャンペーンのキャッチコピーは「ほっと石川」・「サッポロ」・「はーい来てね。I s h i k a w a c o s i」。

国・のビジット・ジャパン百人委員会と「能登半島山口裕信観光交流局長・キャンペーン」の一環として、島地震支援対策会議を委員長に就いた。

県内全体への誘客に向け、キャンペーンの事業計画をまとめた実行委員会設立総会＝県庁

平成19年6月29日北國新聞朝刊

3. 農林水産業に対する支援策

1 農林水産関係の各相談窓口などの設置

(1) 農林漁業制度資金に係る相談窓口の設置

3月26日に、被災農林漁業者などへの支援を行うため、災害に関する制度資金及び既貸付金の償還猶予についての相談窓口を、県農林総合事務所に設置するとともに、石川県信用農業協同組合連合会、石川県森林組合連合会、石川県信用漁業協同組合連合会、農林漁業金融公庫北陸支店を通じたニーズの把握に努めた。その結果、農林漁業者から13件の相談が寄せられた。

(2) 営農相談窓口の設置

4月1日に、被災農家への営農支援を行うため、J A、市町と連携し、J A おおぞら各支店のほか、奥能登農林総合事務所や輪島市役所門前総合支所、穴水町役場に、営農相談窓口を設置した。

(3) 「被災農家等に対する 営農相談コーナー」の設置

4月9日から、J A おおぞら、J A 町野町の各支店において、「被災農家等に対する営農相談コーナー」を設置し、営農に関する各種相談を実施した。その結果、農地の修復や作業受託などについて14人、22件の相談が寄せられた。

(4) 被災林業者などに対する相談窓口の設置

林業関係者への支援を行うため、4月6日に奥能登・中能登農林総合事務所、珠洲・羽咋農林事務所やのと・輪島市・珠洲市・七尾市・鹿北・中能登・越路・羽咋の各森林組合に相談窓口を設置した。その結果、山腹崩壊、被災した林道の復旧など延べ65人、69件の相談が寄せられた。

(5) 被災漁業者相談窓口の設置

被災漁業者への支援を行うため、4月4日石川県漁業協同組合と連携して、県水産課、石川県水産総合センター及び石川県漁協本所及び支所(志賀町・輪島市・珠洲市・能登町・穴水町・七尾市管内)に相談窓口を設置した。その結果、復旧や操業等のための資金や融資制度などについて延べ7人、12件の相談が寄せられた。

2 営農支援

(1) 営農調査

4月5日、6日の2日間、奥能登農林総合事務所では、特に被害が大きかった輪島市門前町の78集落を対象に、8班体制で水田の被災状況や営農意向などについて調査を行った。その結果、約50haの被災水田面積が確認されたが、農家の水稲などの作付け意欲は高かった。

また、4月16日から5月29日にかけて^{ほじょう}圃場の復旧状況や水稲育苗の管理状況について調査を行った。

その結果、水稲の作付け不能面積は、査定前着工による復旧と農家自らによる復旧工事のほか、田面の沈下や隆起によって生じた水位の不均等を農家自らが手畦や波板を入れることで補正し田植えを実施したことにより、被害面積約50haを大幅に下回る約13haとなった。また、田植えが大幅に遅れ、水稲育苗を廃棄又はキャンセルした農家に対しては、JAが晩植用苗を供給し、被災農家への支援を行った。



農家自らが手畦（波板）により、水位の不均等を補正した状況

(2) 農業の復興支援

被災農地での営農意欲の低下による耕作放棄の発生が懸念されたため、県では、集落ごとの「復興支援カルテ」に基づいたきめ細やかな指導を行い、被害の実態や程度に応じた支援を実施した。

3 「がんばれ能登!中越!

～地震に負けるなおいしい北陸～」の開催

被災地における基幹産業の一つである農林水産業・農林水産物のイメージ回復や被災地産業の復興を目指し、東京都内において幅広い来場者を対象に、能登半島および柏崎周辺地域の農林水産業・農林水産物を紹介するパネル展示や試食提供、PR活動を実施した。

- ・開催日：平成20年3月25日
- ・場所：新宿ステーションスクエア
- ・主催：北陸農政局
- ・後援：石川県、新潟県ほか



能登の魅力を紹介する関係者＝平成20年3月25日、東京・新宿

第5節 その他の県の対応

1. 国に対する要望など

1 政府調査団による被害状況調査

国においては、3月25日から26日に、溝手防災担当大臣を団長とする政府調査団が現地調査を実施した。その際、輪島市役所にて知事及び輪島市長が被災状況などについて説明を行った。

2 内閣府副大臣などによる被害状況調査など

3月27日、被害状況調査のため、平沢内閣府副大臣、北村茂男衆議院議員、岡田直樹参議院議員ほかが能登空港を利用して輪島市を訪問した。

輪島市役所では杉本副知事が被災状況を説明したあと、同席の地元7市町代表者とともに、政府に対する緊急要望を行った。

一行は特に被害の甚大な輪島市門前町道下地区、総持寺通り、被災者の避難所ともなっている門前会館などで被災状況を調査した。



平沢内閣府副大臣などへの緊急要望＝3月27日、輪島市役所

3 国土交通大臣による被害状況調査など

3月30日、冬柴国土交通大臣が輪島市内視察などを実施した。その際、知事及び被災市町長が緊急要望を行った。

4 衆議院災害対策特別委員会による被害状況調査など

4月2日、地震からの復興施策の検討に役立つため、木村委員長をはじめ、馳委員を含む12人の衆議院災害対策特別委員会の委員及び瓦力衆議院議員、北村茂男衆議院議員の参加を得て、輪島市において、被害状況調査を実施した。

まず、能登空港から石川県に入った一行に対し、輪島市役所において、山岸副知事が、被災地を代表して、地震についての概況説明及び復旧・復興に向けた取り組みに対する支援要望を行った。併せて、7市町の首長からも、地域の実情に応じた要望を行った。

また、避難所の「輪島市ふれあい健康センター」を訪れ、住宅に被害を受け、精神的にも大きなショックを受けている被災者を激励するとともに、障害者福祉施設である「ふれあい工房あぎし」を訪れ、そこで生活している人々に対し、激励の言葉をかけた。

さらに、特に被害が甚大であった輪島市門前町の道下や総持寺通りにおいて、多数の全壊、大規模半壊の住宅や店舗などの被災状況を調査するとともに、被災者の方々の生の声に耳を傾け、地震の恐ろしさを見聞きした。



被災地を視察する北村茂男代議士と衆議院災害対策特別委員会のメンバー＝4月2日、輪島市門前町道下

5 内閣総理大臣への被害状況等説明及び要望

4月3日、知事が首相官邸を訪問し、安倍内閣総理大臣に対して、地震災害に係る国の対応に対する御礼と状況説明を行い、併せて能登半島地震に係る災害復旧対策に関する11項目の緊急要望を行った。

- 1 被災住宅の建築・補修に対する支援について
- 2 応急仮設住宅の建設支援について
- 3 水道などのライフラインの早期復旧について
- 4 公共土木施設、農林水産業施設、文教施設、警察施設、文化財等の早期復旧について
- 5 能登有料道路、能登島大橋、能登空港等の基幹的交通基盤の早期復旧及び技術支援について
- 6 医療、福祉、生活に対する速やかな支援について
- 7 災害廃棄物の処理等に対する支援について
- 8 観光・伝統産業や温泉旅館などの中小企業に対する支援について
- 9 風評被害の防止対策について
- 10 激甚災害の早期指定について
- 11 地方交付税などによる財政支援について



首相官邸を訪れ、安倍首相に能登半島地震後の状況を報告、要望書を手渡す谷本知事＝4月3日

6 天皇皇后両陛下への被災状況等の御説明

4月11日、知事が皇居吹上御所を訪問し、天皇皇后両陛下に対し、能登半島地震の被災状況及び復興に向けての取り組み状況などを御説明した。

両陛下からは、被災者に対する労いと励ましのお言葉があった。

7 総務省副大臣及び 消防庁長官による被災状況調査など

4月11日、大野総務省副大臣及び高部消防庁長官が地震被害調査のため輪島市などを訪れた。輪島市役所では、杉本副知事、輪島市長の被害状況の説明の後、輪島市消防団長や広域圏事務組合消防長が被害の詳細について説明した。また被害状況調査では、国道249号や門前町道下などの被災現場の調査を行った。

8 農林水産副大臣による被災状況等現地調査

4月12日、山本農林水産副大臣が輪島市と志賀町の被害状況など現地調査のため来県した。その際、杉本副知事と被災市町長が緊急要望を行った。

9 内閣総理大臣による被災状況現地視察

4月13日、安倍内閣総理大臣が被災状況現地視察のため輪島市を訪れた。輪島市役所では、知事及び輪島市長が地震の概況説明を行った。(七尾市長、珠洲市長、志賀町長、中能登町長、穴水町長、能登町長が同席)

安倍内閣総理大臣からは、来週中に激甚災害の指定を閣議決定する旨の方針が示された。その後、安倍内閣総理大臣は、酒造店、漆器店、総持寺祖院、仮設住宅建設現場などの被災現場を視察し、避難所となっている諸岡公民館及び門前会館において避難住民を激励した。

なお、安倍内閣総理大臣による現地視察後の4月20日の閣議において、県内3市3町が局地激甚災害の対象区域に指定された。

2. 災害対策本部地方部などの対応

1 概要

県災害対策本部の設置と同時に、災害応急対

策活動を円滑に実施するため、奥能登総合事務所及び中能登総合事務所に県災害対策本部地方部を置いたが、特に被害の大きかった奥能登総合事務所管内においては、現地災害対策本部を設置したため、その設置期間中(4月24日まで)は、地方部は現地災害対策本部に吸収されることとなった。

また、東京、大阪、名古屋の3県事務所に、県災害対策本部地方連絡部をそれぞれ置いた。

2 中能登総合事務所

発災直後、直ちに地方部の業務である管内被害状況の情報収集及び関係機関との連絡体制を整え、以降4月24日に至るまで24時間体制で対応した。各市町に対しては、要請があれば職員を派遣する旨連絡したものの、各市町は相当混乱しており十分な情報収集ができないと判断し、被災当日職員1人を七尾市へ派遣した。

また、県災害対策本部及び県現地対策本部との情報共有は、中能登総合事務所に設置したテレビ会議により行ったが、管内出先機関(保健、農林、土木、港湾、教育)及び各市町防災担当課に対しても同席を求め、出席できない場合は資料提供を行うなど情報の共有化を図った。

3 東京事務所など

県災害対策本部地方連絡部が置かれた東京、大阪、名古屋の3県事務所では、国・都府県・関係機関などとの情報連絡を行うとともに、義援金の受付などを行った。

3. 県議会の対応

1 被災地の視察及び要望活動など

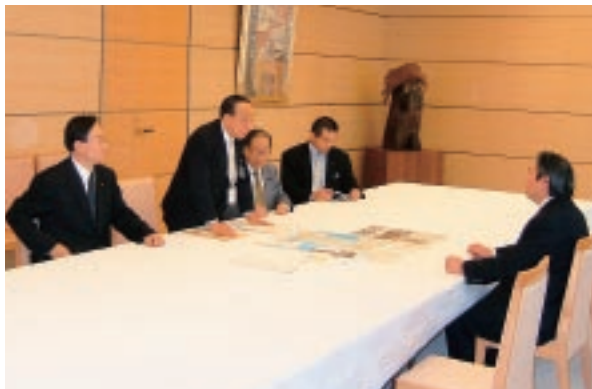
地震発生当日、長井県議会議長及び山田(憲)副議長は、県の災害対策本部に駆けつけ、被災地の状況把握に努めた。

3月27日、議長及び副議長は、地震の被害が最も大きかった輪島市門前町などに入り、被害状況の把握に努めるとともに被災者を見舞った。

3月28日、議長は、急遽上京し、県選出の国会議員とともに首相官邸を訪れ、鈴木官房副長官に激甚災害の早期指定や被災した住宅の建築・補修支援、ライフラインの早期復旧など11項目にわたる「能登半島地震災害に対する緊急

要望書」を提出した。また、議長はこれに先立ち、国会内で溝手防災担当大臣と会談し、被災地の現状と課題を報告した。

3月28日、副議長以下16人の議員が輪島市門前町などの被災地や各市町の災害対策本部を視察、激励した。



鈴木官房副長官に要望する長井議長＝3月28日

2 議会における審議状況など

(1) 議会運営委員会

3月27日午後、議会運営委員会を急遽開催し、環境安全部次長から地震の概要について説明を受け、27日午前中に被災地の視察を行った議長からその状況について説明があった後、議会として政府等へ激甚災害の指定をはじめ、住民の健康確保、被災地の復旧などの支援・復興に関する要望書を提出すること、また、翌28日に被災地や各市町の災害対策本部へ視察・激励に行くことを決定し、参加者を募ることとした。

(2) 本会議

5月2日の平成19年第2回県議会臨時会(改選後最初の組織議会)で、能登半島地震からの復興対策と今後の災害などに備えての危機管理に万全を期すため「震災復興・危機管理特別委員会」を設置するとともに、「能登半島地震の災害復興支援を求める意見書」を全会一致で可決し、直ちに政府関係機関へ意見書を提出した。

また、知事から報告のあった能登半島地震関連補正予算(4月17日に専決処分)を全会一致で承認した。

6月12日から28日までの平成19年第3回県議会定例会では、16人の議員が代表・一般質問で、能登半島地震の被災状況や復興対策などについて質問し、能登半島地震復興関係予算を含む補正予算を全会一致で可決した。

また、「『被災者生活再建支援法』の早期改正を求める意見書」を全会一致で可決し、直ちに

政府関係機関へ意見書を提出した。

(3) 常任委員会

5月2日の平成19年第2回県議会臨時会において、各議員の常任委員会の所属が決定された。

その後、5月15日に厚生環境委員会が開催されたのをはじめ、翌16日に土木企業委員会、18日には総務企画委員会、産業委員会及び文教公安委員会が開催され、それぞれの委員会が所管する施設・設備などの被災状況や応急復旧対策などについて、県執行部から報告を受けるとともに、被災地の道路等の応急復旧対策、被災者の生活再建への支援策、被災中小企業への支援策、風評被害払拭のための施策の実施などについて議論を行った。

また、5月23日から24日にかけて行われた産業委員会能登地区視察において、被災した農有用施設のほか地場産業を営む商店や中小企業などの被災状況及び応急復旧の状況を視察するとともに、地元市町や観光協会等から復興支援や風評被害払拭に向けた取り組みなどに対する要望を受けた。その後も、委員会ごとにそれぞれの所管する関係施設など現場における被災状況及び復旧状況を視察したほか、能登半島地震復興プラン及び同プランに基づく安全・安心な暮らしの再建議論がなされた。

(4) 震災復興・危機管理特別委員会

5月2日の平成19年第2回県議会臨時会において、被災地の今後の復旧・復興対策を集中的かつ継続的に議論する必要があることから、「震災復興・危機管理特別委員会」が設置された。

5月21日、被災した道路や海岸の状況、商店街や地場産業の被災状況、さらには仮設住宅の状況などを視察した。

その後、6月4日、8月31日及び9月25日開催の同委員会において、被災地における施設・設備等の被災状況及び道路等の応急復旧対策などの状況について、執行部から報告を受けるとともに、能登半島地震復興プラン及び同プランに基づく被災者の生活再建への支援策、被災中小企業への支援策、風評被害払拭のための具体的な施策などについて集中的に審議がなされた。



震災復興・危機管理特別委員会の被災地視察＝5月21日

3 その他の活動状況

4月20日、当選議員の各会派代表者で組織する世話人会において、災害義援金として議員互助会から見舞金100万円を贈ることが決定され、4月24日、副議長が知事に見舞金を手渡した。

第6節 他の自治体からの応援

1 公共土木施設復旧への応援

能登半島地震で大きな被害を受けた公共土木施設の早期復旧を図るため、4月12日に新潟県、富山県、福井県に対して、土木職職員の派遣について要請し、4月27日に3県と地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣職員の取扱いに関する協定を締結した。

5月1日、被災地復旧業務応援のため、新潟県から4人、富山県・福井県からそれぞれ3人の計10人の職員が派遣された。派遣職員は、奥能登土木総合事務所の職員に併任され、県内各土木総合事務所からの応援職員とともに、道路復旧などの災害査定における査定設計書の作成、工事の監督、地元説明などの業務に携わった。

職員の派遣は、新潟県は7月31日まで、富山県と福井県は、災害復旧業務の発注率が80%を超えて一段落した12月28日まで行われた

各県からの職員派遣状況

県名	派遣人数	派遣期間	備考
新潟県	4人	5月1日～7月31日	7月16日 新潟県中越沖地震発生
富山県	3人	5月1日～12月28日	
福井県	3人	5月1日～12月28日	8月1日(1人)と9月1日(1人)に職員交代

2 被災建築物応急危険度判定などへの応援

被災建築物応急危険度判定、避難住民の健康管理、心のケア活動など様々な分野で、県外の多くの自治体から応援を受けた。

各県・市からの応援状況(消防、警察関係を除く)

応援内容	応援県・市
被災建築物応急危険度判定	富山県、福井県
応急給水	長岡市、富山市、高岡市、射水市、福井市、名古屋市
下水道処理施設調査、応急対応	富山県、名古屋市
農地の現地測量など	新潟県、富山県、福井県
避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	新潟県、富山県、福井県、新潟市
心のケアチーム派遣	青森県、静岡県、兵庫県、和歌山県
子どもの心のケアチーム派遣	新潟県、山梨県、愛知県、三重県、兵庫県
災害廃棄物運搬	高岡市、福井市、名古屋市

【詳細は資料編272ページ参照】

第7節 感謝状の贈呈

1 目的

能登半島地震における救援や復旧・復興に際し、支援・協力いただいた県内外の多数の団体・個人に対し、感謝状を贈呈し、感謝の気持ちを伝えた。



感謝状贈呈式＝平成20年4月25日、県庁

2 内容

(1) 贈呈件数：333件

(総件数342件うち9件は人的支援、資機材等無償提供、及び災害義援金重複のため)

区分	感謝状贈呈の内容	件数
人的支援	自衛隊・自治体関係 自衛隊、緊急消防援助隊 こころのケアチーム など (延べ人数 約4千人)	50
	民間関係 (社)石川県医師会 (社)石川県建設業協会 など (延べ人数 約6千人)	100
資機材等無償提供	民間関係 災害廃棄物破砕機 (株)小松製作所 など 応急仮設住宅への設備 (株)北陸電力リビングサービス など	6
災害義援金	民間関係 一定額以上を対象 [24,772件 1,973百万円 (平成20年4月25日現在)]	186
合計		342

(2) 贈呈の時期及び方法

① 知事贈呈式

各分野の代表者24人に対して、知事贈呈式を実施した。

- ・日時：平成20年4月25日
- ・場所：県庁行政庁舎4階 特別会議室

② その他の個別贈呈

各部局で持参などの個別贈呈を行った。